

紀美野町第3回定例会会議録

平成28年9月13日（火曜日）

---

○議事日程（第2号）

平成28年9月13日（火）午前9時00分開議

- 第 1 諸般の報告について
- 第 2 一般質問について
- 第 3 議案第70号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
- 第 4 議案第71号 五色台広域施設組合規約の変更に関する協議について
- 第 5 議案第72号 平成28年度紀美野町一般会計補正予算（第3号）について
- 第 6 議案第73号 平成28年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 7 議案第74号 平成28年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 8 議案第75号 平成28年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 

○会議に付した事件

日程第1から日程第8

---

○議員定数 12名

---

○出席議員

議席番号	氏名
1番	南 昭 和 君
2番	上 柏 皖 亮 君
3番	七良浴 光 君
4番	町 田 富枝子 君
5番	田 代 哲 郎 君
6番	西 口 優 君
7番	北 道 勝 彦 君

8番 向井中 洋 二 君  
9番 伊 都 堅 仁 君  
10番 美 野 勝 男 君  
11番 美 濃 良 和 君  
12番 小 椋 孝 一 君

---

○欠席議員

な し

---

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	橋 戸 常 年 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	細 峪 康 則 君
企画管財課長	中 谷 昌 弘 君
住 民 課 長	増 谷 守 哉 君
税 務 課 長	西 岡 秀 育 君
保健福祉課長	湯 上 ひとみ 君
産 業 課 長	湯 上 章 夫 君
建 設 課 長	井 村 本 彦 君
教 育 次 長	前 田 勇 人 君
会 計 管 理 者	南 秀 秋 君
水 道 課 長	田 中 克 治 君
まちづくり課長	西 岡 靖 倫 君
美 里 支 所 長	西 敏 明 君
代表監査委員	向 江 信 夫 君

---

○欠席したもの

なし

---

○出席事務局職員

事務局 長 大 東 淳 悟 君  
書 記 井 戸 向 朋 紀 君

## 開 議

○議長（小椋孝一君）　　これから本日の会議を開きます。

それでは、日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

（午前　9時00分）

---

### ◎日程第1　諸般の報告について

○議長（小椋孝一君）　　日程第1、諸般の報告を行います。

町長から議案の訂正の申し出がありますので、これを許します。

総務課長、細峪君。

（総務課長　細峪康則君　登壇）

○総務課長（細峪康則君）　　大変申しわけありませんが、9月6日に提案説明させていただきました議案につきまして訂正させていただくものでございます。

お手元に配付させていただいております事件の訂正請求書に添付しております正誤表とあわせて議案書の27ページと29ページをごらんいただきたいと存じます。

訂正箇所を申し上げますと、議案書の27ページの議案第70号、和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についての本文の中で、地方自治法第286号第1項としてございますのを号を条に改め、第286条第1項と訂正させていただくものでございます。

また、議案書の29ページ、議案第71号の五色台広域施設組合規約の変更に関する協議についても同様に、地方自治法第286号第1項の号を条に改め、第286条第1項と訂正させていただくものでございます。

今後このようなことがないように努めますので、どうかよろしく願いいたします。

（総務課長　細峪康則君　降壇）

○議長（小椋孝一君）　　この際、町長及び執行部の方々に申し上げます。

今後、議案の提出の際には、提出後に訂正することのないように、提出前にいま一度内容を確認の上、提出願います。

これで諸般の報告を終わります。

### ◎日程第2　一般質問

○議長（小椋孝一君）　　日程第2、一般質問を行います。

一般質問の通告は6名です。順番に発言を許します。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) それでは、私のほうから議長のお許しを得ましたので4点についてお聞きしたいと思います。

まず初めに、以前にもお聞きしましたように、平成29年度からの介護に関しての対策でございますが、どうかということでお聞きしたいと思います。

さらに、最近政府は、特別養護老人ホームの入所だけでなく、ヘルパーの派遣事業やデイサービスの利用についても介護度3以上にするというふうな方向で通しているようです。このことの示すことは、介護保険を利用させないというふうなことで介護保険制度を延命させると、そういうことにつながるのではないかというふうに思うわけでございますけれども、そういう観点からいろいろと見ていかなければならないんじゃないかというふうに思います。結局、今後、市町村がいろんな負担をかぶらなければならないというふうに心配するわけであります。

さて、3月議会でも質問させていただきましたように、来年度から要支援が自主的に介護保険から除外され始めるということになるかというふうに思います。実際には、平成29年度いっぱいまでということらしいですけれども、とりあえず始まっていくと、そういうことでもあります。

これからサービスを受ける方々は、セルフケアに移行、またはさらに進んでボランティアとして支え手に回ると、利用者であった方々が反対にボランティアとして他の方々を支えに回ると、そんなふうなケアプランが立てられるというふうなことに聞いております。実際にそのようなことになるのかどうか、絵にかいたもちになるということはないのかというふうな心配もありますけれども、要支援についてのサービスは介護保険を外れますけれども、実際にまちのほうに入ってくるお金は介護保険から入ってくるということでもありますけれども、しかし、問題なのは、介護保険から回ってくる金額ですが、総合事業の問題は上限が設定されると、75歳以上の後期高齢者の伸びが自然増で5ないし6%というふうなされておったのが、75歳以上の伸び率、全国平均の3ないし4%以下に押し込まれる、こういうふうな方向になってくるということでありまして、結局その分が足りませんから町の負担が出てくると、こういうふうな心配がされるわけでもあります。

これが単価というふうなところに影響が出てきて介護の事業所のほうに行くのか、あるいは利用される方々のところにサービスが低下するとか、利用者の本人負担がふえていくのかと、こういうふうなところで要するに心配になるところでありますけれども、町はこの間に検討されてきていると思いますけれども、その検討されたことについてお聞かせいただきたいと思います。

次に、災害対策についてお聞きしたいと思います。

台風シーズンに向かいますけれども、ことしはまだ幸い台風らしい台風はこの和歌山には上陸せずに大変ありがたいんですけども、関東や北海道では大変な被害が出ています。最近の台風というのはどのように動くのかわからない、環境の変化が台風に影響を与えているというふうに思われますけれども、こういうふうなことが今後この年だけ見てもどうなっていくのかということが大変心配されるわけであります。

5年前の台風では、紀美野町にも大きな被害が出ました。真国川では昭和28年のあの水害よりも川の水量が多かったと、そういうふうなことで真国から志賀野のほうにかけて浸水等の被害が出ました。また、下佐々においては、少し水が出れば必ずと言っていいほど家庭への浸水被害が出ています。そのほかあっちこちに開発された別荘の分譲地でも被害が出ております。その後対策を検討されているということでございますけれども、具体的に重機等機械を使った工事というのはなかなか至っておらないんじゃないかというふうに思います。

その状況でいよいよ台風シーズンを迎えるわけでございますけれども、河川に対して対策をとれずきた以上、大雨が降ったときどういうふうになってくるのか、家とか個人の財産とか人命ですね、その対策についてどのように対策をお考えになっているのか聞きたいと思います。

次に、農業対策についてお聞かせいただきたいと思います。

農家はだんだんと高齢化が進み、経営を続けるのが厳しい状況にあります。農家を取り巻く情勢は、働き手の高齢化や政治においてはTPPなど外国からの輸入によって価格の低迷などがあります。しかし、日本の農業がなくなってしまうとどうなるのか。

ここにアメリカの食料品の実態というのがありましたので少し説明させていただきたいと思うんですが、アメリカではFDAというアメリカ食品医薬品局というのがあるそうであります。このFDAは、保健福祉省に属して農務省が所管する食品、また食品の加工品、卵加工品以外の食品全般の安全規制を担当している政府機関だそうであります。

このF D Aが異物混入を法に基づいて差し押さえなどの強制措置を発動するという  
とになっておるようでありませけれども、要するに強制措置をするのかどうかの基準で  
ありますけれども、これが大変ひどいもんなんです。

このF D Aが異物混入をひどいものでありまして、マッシュルームの缶詰ならウジム  
シ20匹、トマト缶詰ならウジムシ2匹、レーズンならハエの卵35個、ウジムシ1匹、  
カビ10%、マカロニやったらネズミの毛四、五本など、この未満だったら人間が食べ  
ても健康を害さないからということで許容されるんだそうですね。

経済効果が優先される結果でありまして、それに対して日本はどうかと言いますと、  
2014年、おとしですけれども、インスタント焼きそばのペヤングというのがゴキ  
ブリが1匹混入していたということで大問題になって、保健所はメーカーに製品回収を  
指導してメーカーは5カ月にわたって製造を中止して工場の改修などの再発防止策をと  
ったということであります。

この違いがあるわけであります。日本の食料品が製造されなくなったらどうなるのか、  
輸入しなければならなくなりますけれども、こういうふうなリスクが伴うんですね。で  
すから、日本の食料を守るということがいかに大事であるべきか。ですから、紀美野町  
でも農業を守るということが食の安全の面からしても、また仕事がなくなってきた中で  
仕事の確保という点からしても大変大きな意味があると思います。

さて、そこで、紀美野町では高齢化した農家でも農業が引き続きできるように町長の  
独自施策として農機具の購入補助を行っているわけでございますけれども、これは大変  
素晴らしい施策であるわけですが、残念ながら問題もありまして、段々の田んぼなり畑  
においては、機械というのがなかなか使えないところもあるわけであります。そうい  
うことから圃場整備が必要になってくるわけでございますけれども、県の事業を使うと大  
変金額が張ってくる。構造物等をつくっていきますからね。そういうことで、今度この  
圃場整備というか、田の枚数を減らすということは、その土地を買ってもらおう上でも買  
ってもらいやすくなると、そういうような意味で放棄される水田なり畑が少なくなって  
いくのにつながっていくというふうに思います。

以前、私は美里町のころに、今度、紀美野町議会が10月に視察に行きますけれども、  
長野県の栄村に個人視察で行ってまいりました。栄村というのは大変な豪雪地帯で、冬  
は雪をかかないと仕事にも行けないと、道路ですね、そういうふうな状況の中で、村が  
雪かき用にオペレーターを雇っている。この方は冬は雪かきの仕事をし、夏は重機を使

って田直し、要するに圃場整備をやっていくと、そういうふうなことをやっておられました。私も現場を見てきたんですけれども、そういう中では、要するに段々の田んぼを1枚にするというふうなことがされていました。

こういうふうに設計書を書き、構造物をつくったというのではなくて、オペレーターとそれから地主が話し合っ、こここんなんしてよと、そういうふうな形でやっていくので非常に安価に仕事ができる。また、それに対して村も応援するわけでございますけれども、こういうふうなことをされておりました。

うちの紀美野町としても、今こういうふうなことから、できるだけ安価に仕事できて、そして効率性のある、そういう施策をとっていくべきではないかと思いますが、町長の考えを聞きたいと思います。

また、最近、担当課のほうにて伺ったんですけれども、農家支援の施策というのは結構あるんですね。しかし、せっかくの施策も農家の方々が知らなければ残念ながら実行に移せないと、そういうようなことからできるだけこれを徹底していただいて、数少なくなってきた農家ですけれども、守って農業を続けていってもらおうというふうなことがされなきゃならんというふうに思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

最後に、小規模住宅改修助成制度について聞きたいと思います。

以前からこの問題についてはお聞きしてまいったんですけれども、以前に聞いたときには、担当課長から非常に効果のある制度というふうな答弁をいただいたんですが、残念ながら制度化ということには至っておりません。

この質問をするに当たりまして、先日この制度の先進地ですね、和歌山県において高野町に行ってまいりました。地方創生を強引に進めるとい政府は、増田レポートというのを作成して、消滅する自治体と、そういうふうなことで名指しでおどしをかけておりますけれども、この紀美野町もそうですが、さきに高野町があるんですね。消滅する消滅すると言いますけれども、消滅する科学的根拠というのは非常に問題があるんですね、女性が50%とか、そんなふうなことだけで消滅するんかどうかって非常に問題があるんですけれども、とりあえずそういうようなことを言うてるんですね。

実際この高野町では、高齢化率が50%、うちは40%台ですから、まさに先に行ってるので、しかし、人ごとのように言っていたら、次にうちがそういうふうなことになっていくので、今そういうことから高野町は非常に必死になってその対策をとっているようであります。

その1つがこのリフォームの助成制度なんですけれども、平成25年から3年間の計画で始めたそうでもあります。1,400軒の家があるそうでもありますけれども、そういう中で申請があって交付したのが25年は95件で事業費6,256万7,657円と、これに対して補助金は1,683万4,000円、ですから3.7倍の仕事をしてってくれるんですよ。26年は120件で事業費が7,429万6,000円、これに対して町の補助金は2,136万8,000円、ですから3.5倍の仕事をしてくれると。27年は70件に対して事業費が4,322万7,000円、町の補助金は1,286万9,000円で3.4倍ですか、こういうふうなことでこの3年間の計画、全体を見てみましたら、286軒の家が工事をされて1億8,009万1,000円、町の補助金が5,107万1,000円ですから、3.5倍余りの工事になっていると、こういうふうなことで、1つには、町のだんだんと工事額が減ってきています。

これはいたし方ない部分があると思うんですが、合併前に例えば美里町だけでもたしか20億円近い普通建設費があったかというふうに思うんです。それが合併協議会の数字を見てみましたら10億円になると。大変2町ですから少なくなるなど言うてたんですけれども、実際には5億円、6億円というふうなことになっています。普通建設費ですけれども、こういうふうな状況になっています。

実際そういうことから建設関係を廃業される方々も多くなってきていますから、これは今後仕事なくなるということとともに、1つにはいろんな災害が起こったときの対策という点でも心配が残ります。

また、一般の町民の方々ですけれども、私もある方に聞いてびっくりしたんですけれども、90歳前後の御夫婦だけで住んでおられる家がありました。そこでちょっと道を何とかしたいんだということから話が始まったんですが、この方はだんなさんは当然90回っていて、この方は結構いろんな遊びが好きでして、パチンコとかそういうようなことをやっておられたみたいです。早くから年金もらいたいということで60歳からもらったので大体半分、奥さんのほうは65歳まで待ってもらったということなんですけれども、ですから2人合わせて5万円か6万円というところかなというふうに思うんですけれども、しかもまだだんなさんはお金があったらやっぱり遊びたいというようなことがあって、本当にこの5万円、6万円というふうな数字の中で大変なことになっていると。お金がないやろうなというふうに思ったんで生活保護の話をしたんですけれども、いろいろ聞いていったんですが、幾ら持っておられるんよと聞いたら、200万円ある

と言うんですよ。ですから、まさに家のそばにある畑に野菜をつくり生活されているんでしょうけれども、本当によくつめの先に火をともしという言葉がありますけれども、そんな状況の中でためられたんだなというふうにびっくりしました。

紀美野町は結構預金額があるんじゃないかというふうに思いますけれども、いろんな点でお金を置いておかなければ大変だということで皆さん本当にためておられるんですけども、しかし、せめてある程度の生活をして終わっていければいいんじゃないかなと。だから、窓ガラス割れてもなかなかよう変えないとか、それから敷居が減ってきて戸の開け閉めも苦勞するというふうなことがあったりしている中でも、一生懸命我慢しながら生活されているというふうなことにあるかというふうに思うんです。

そういうふうな方々も含めてやはり少しでも快適な生活をして過ごしてもらおうという点からしても、このリフォーム助成制度で大きな金額ではないにしてもやっていってもらおうと。無論、高齢者だけじゃなくて、今、町は家の新築、あるいは改修には一定のお金を出すという制度を少し拡充されてきていると思うんですけども、使い勝手のよい、そういう金額は余り大きくなくても使い勝手のいいものでしょうかなというふうな思いになってもらう。それで一旦来てもらうと、今度はやっぱりちょっとついでにここもしたいという、我慢していますから、これもやっておきたいというふうな気持ちになっていってこのように金額がふえていくんかというふうに思うんですけども、せっかくためた金でありますけれども、やっぱり使ってこそお金ですから、そういう点で町民の利用される方も、また工事をされる方もそういうふうなことでふえていくと。

また、高野町の担当の方に聞いたんですけども、やっぱりよそから来た人に対するいろんな施策をとっていくということは大事だけれども、町に以前から住んでいる方々に対しても同じようにやっていかなければうまくいかんというふうなことでこういう制度をやっていると。

先ほど言いましたけれども、3年間やったんですが、27年の3年間だったので28年も同じく今現在やっていて、恐らく年度末には同じような件数になるやろうというふうなことで言っておられました。

さらに、来年度どうするかということで聞いたんですが、まだそこまでは検討してないけれども、しかし、もっと使い勝手のいいものにして何とかやっていきたい。例えば商店が結構あるんですけども、これは住宅のほうで商店には使えないので商店も利用できるようなものにするとか、そんなことを考えているようであります。

そういうふうな点とともに、やはりこの町においてもやってもらって、金が動くんですから当然3年間で町が5,100万円出して1億8,000万円の工事ができた。これは当然税金にはね返ってくるものでありますよね。そういうふうなところから考えても、やはり町の景気対策、また快適に少しでも過ごしていただけるというふうな施策、そういうふうなことを含めて町の考えを聞きたいと思います。

この4点についてお聞かせいただきたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 保健福祉課長、湯上君。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇)

○保健福祉課長(湯上ひとみ君) 私のほうからは、美濃議員の1つ目の御質問、平成29年度からの介護についての対策についてお答えいたします。

平成26年6月に成立いたしました医療介護総合確保推進法により、介護保険の分野では、地域包括ケアシステムの構築と介護保険制度の持続性の確保のために介護保険制度始まって以来の最も大きな改正がなされました。

このうち要支援認定者の介護予防サービスのヘルパーとデイサービスを新しい介護予防・日常生活支援総合事業(以下、新総合事業と申し上げます)へ移行することとなり、本町では平成29年4月に実施することとしております。

本年3月議会にも美濃議員からの同様の御質問をいただいた際には、担当者や関係者による勉強会や意見交換会等検討を重ねているとの答弁をさせていただいているところですが、今回はそれ以降の状況について及び今後の予定をお答えいたします。

本町では、要支援認定者の介護予防サービスを一律に新総合事業に転換してしまうということではなく、高齢者御本人の状況を十分に把握したり、説明する入り口の部分の強化を図りたいと考えております。

そのために窓口は保健福祉課、または御本人が来所することができない場合は、訪問により介護サービスや予防サービス、また新総合事業についての相談を受け、基本チェックリストなど必要な内容を聞き取り、高齢者御本人の有する能力に応じ自立した日常生活が営めるために必要なサービスなどの助言を行っていきます。

また、来年1月からは、現在、要支援認定者を受けている方の有効期間が切れる約2カ月前ごろをめどに御本人や家族、ケアマネジャーなどとサービス担当者会議を開き、現在利用中のサービスの必要性の有無や新総合事業への転換の是非、また、御本人の有

する能力の維持向上のために必要な助言等を行う予定です。

具体的には、必要性に応じて従来のヘルパーやデイサービスの利用が必要な場合は、平成29年4月以降でもみなし指定として現状のままの利用が可能な場合があります。

また、現状のサービスの利用の必要性が低くても、何らかの簡易な生活の支援や通所の必要性があれば、新総合事業としてヘルパーにかわる生活支援サポーター、デイサービスにかわる短時間や運動を強化したデイサービスなどを考えております。

生活支援サポーターは、9月広報紙と各戸配布でお知らせしているとおり、1回3時間の講座を3日間受講された修了者が町内の事業所等に登録し、生活支援を提供できます。

現在、紀美野町社会福祉協議会やシルバー人材センター等と具体的な内容を詰めている段階です。

また、短時間や運動を強化したデイサービスにつきましては、町内事業所と相談を行っているところです。

報酬単価などにつきましては、近隣市町の状況を注視しながら検討を行っているところですが、具体的な単価の決定まではまだ至っていない状況です。

なお、高齢者等の生きがいつくりや集える場として実施しております地域サロンにつきましては、従来どおり高齢者福祉事業として実施していく予定です。

本年9月には、新しく2名のサロンコーディネーターを雇用し、3人体制となりました。これによりサロン活動を充実させるとともに、多くの地域に出向き健康づくりや介護予防活動などを積極的に進めていく予定です。

次に、御質問の特別養護老人ホームの入所の重度化につきましては、全国一律に平成27年4月以降の入所に対しての対象者は要介護3以上の方となっておりますが、それ以前に既に入所されている方につきましては、要介護3未満の方でも退所の必要なしとなっております。また、要介護1・2の方でもやむを得ない事情がある場合には、特例入所が認められておりますので、必要に応じて保健福祉課の担当者がかかわりをする事になっております。

以上、まだ決まっていない部分もありますが、12月中には決定する予定でございますので、決定した際には制度の周知等十分に実施する予定でございますので、御了承いただけますようお願いいたします。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 建設課長、井村君。

（建設課長 井村本彦君 登壇）

○建設課長（井村本彦君） 私のほうからは、美濃議員質問の2問目の災害対策についてお答えをさせていただきます。

議員御質問の平成23年9月2日から4日の台風12号による42時間にわたり降り続けた200ミリを超える豪雨により、農災、土木災、林災で108件の被災箇所がありました。これらの復旧に関しましては、期間のかかる箇所で3年をかけて工事を行い、全てを完了しております。

志賀野地区、下佐々地区の浸水につきましては、真国川、貴志川の氾濫によるものであると思われませんが、町より要望を行い、県によるしゅんせつ工事等で対策していただいているところであります。また、貴志川流域におきましては、県の河川整備計画の審議会が開催され、改修に向けての計画が進んでいるように聞いてございます。

町におきましては、町管理河川である長谷川、柴目川、中津川、坂の谷川の改修工事を現在実施しているところであります。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

（建設課長 井村本彦君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 産業課長、湯上君。

（産業課長 湯上章夫君 登壇）

○産業課長（湯上章夫君） それでは、私のほうから美濃議員の3番目の質問、農業対策についての要旨として、小規模で簡易な区画整理と周知対策についてお答えさせていただきます。

現在の農業におきましては、高齢化と後継者不足により耕作放棄地の発生が増加し、その上、鳥獣害による農作物の被害で耕作意欲が失われかねない状態になっております。

このような現状の中で、紀美野町におきましては、国や県などのさまざまな補助金を受けながら農業振興に取り組んでいるところでございます。

また、町単独事業の紀美野町農業経営支援事業は、近隣の市町村で行っていない農業機械の購入にも支援をし、大変好評を得ているところでございます。

議員御質問の小規模で簡易な区画整理についてですが、現在、前述の農業経営支援事業のメニューの1つに農地改良などがございます。内容につきましては、農地面積10アール以上で2戸以上のグループが行う事業に対しまして3分の1以内で50万円を上

限として支援をさせていただいております。

また、事業の周知に関してですけれども、「広報きみの」毎年4月号に掲載するとともに、チラシを作成し、本町産業課、支所へも設置しております。

町よりの周知の最大の手段として、各戸に配布いただく広報と考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

また、今後も農業を取り巻く情勢の変化に対応できるよう、農業の関係者の皆様やJAなどの方々と協議を行いながら農業に対する支援事業を進めてまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

(産業課長 湯上章夫君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 企画管財課長、中谷君。

(企画管財課長 中谷昌弘君 登壇)

○企画管財課長 (中谷昌弘君) それでは、ただいまの美濃議員の御質問につきまして、私のほうから4つ目の小規模住宅改修助成事業についてお答えをいたします。

議員御質問の小規模住宅改修助成制度につきましては、以前から何度か御質問をいただきました小規模住宅リフォーム助成制度かと考えてございます。

当助成事業につきましては、制度導入による地域への景気対策や雇用の安定、住環境の向上への一定の効果があることについては理解をしているところでございます。

しかしながら、本町におきましては、住宅改修助成事業につきましては、重要であると考え積極的に進めているところでございます。

現在、町が実施している定住促進補助事業、また、個人住宅の木造耐震工事への補助事業、高齢者及び障害者を対象とした居宅改修補助事業等を積極的に取り組んでいるところでございます。

また、公営住宅の長寿命化のための改修工事と建築関連業者にかかわる事業に対しては、町内への経済効果、景気対策効果を期待しているところでございます。

当町では、定住促進補助事業を若者の町外流出という人口対策の重要な事業として位置づけ、平成23年度から事業を実施し、平成25年には、この制度の充実を図るため、増改築工事の補助対象額の引き下げを行い、利用者に活用しやすい制度といたしました。また、今年度から対象年齢を50歳に引き上げ、活用してもらいやすいように改正をしております。

小規模住宅リフォーム助成制度につきましては、現在、町が実施している定住促進補

助事業と事業目的や補助対象者の内容が幾分異なっているものの、共通点も多いことから、町財政が今後さらに厳しい状況になることが見込まれる現状におきましては、事業を同時に実施することについては難しいものであると考えてございます。御理解を賜りますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 中谷昌弘君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 11番、美濃良和君。

○11番 (美濃良和君) 順番に行きたいと思います。

この介護保険に関してでございますけれども、実際これから、さきにも申しましたように、自然増が5ないし6%、それが全国平均の3ないし4に押さえ込まれていくということについて、そういうことからいろいろと支障が出てくるということが心配されるわけなんです。これがまず1点。

それで、どういうふうに具体的なことが検討されているのかなというふうに思うんですが、今、国のほうが言ってるのは、セルフケアと、要するにもうあがでせいよと、あがですだけやのうて他人もしたれよというのが考え方にあるようなんですね。ですから、自分のことは自分でせい、また反対に困っている人を助けたれと言うことは立派ですけれども、しかし、実際そういうふうになるんかどうかですね。そういうことに対して今までの介護保険の制度というのが基本的におかしなってくるんじゃないかと。

今、デイサービスなりヘルパーの派遣を受けている方々というのは、それを利用されることによって要するに介護の進行を抑えるということにつながっていくわけでしょう。例えばよう聞くんですけれども、口の中の清潔というんですか、こんなことなんかも進めていかなければ歯の問題から始まって内臓へも影響してくるというふうなことを聞くんですけれども、こんなことなんかも介護の低い時点でやっておかなければ進んでくればなかなかできなくなってくる。要するに介護度3というのは、相当体が動かない状態になっているわけですね、そんなふうなところでいいんかどうか。

今いろいろと支援サポーターというふうな制度というんですか、方にもお願いしてやってもらんだということですが、何にしても幾つかの講習を受けるというふうなことでありましたけれども、現在のヘルパーなりそれなりの仕事ができるんかどうかという問題があるかというふうに思うんです。

何にしても介護保険制度という自体が、介護保険はこういう形で残ったとしても制度

がなくなったらどうなるんよ、利用者はということになっていくんではないかというふうに思うんです。

大体2025年ですか、これで高齢者と若者の比率というのも変わっていくんだというふうに言われますけれども、ここで本当にそういうことで2025年を目指して、今から20年ちょっと前に消費税の導入がされたと、それがされて本当だったらその消費税だけで十分にいけるところを介護保険制度というのをに入れて個人が保険料を払い、40歳以上ですね、さらに利用するたびに個人の本人負担を払いと、こういうふうなことで来て今度は利用ささんということにならんというふうに思うんです、一般住民として。

その対策として、今言われているところの本当にどれだけの効果があるんか、それからもう1つは、サロンということで前回のときにも答弁いただいたんですけども、サロンが月に1回何とかやっていくんですけれども、これがコーディネーターまで置いて進めていくと。確かにサロンを進めていくというのはいいんですけども、どこが経営できるんか。つまり私の近所を見ても、そういう方々を要するに1個の会場に連れてくるということが大変難しいんです。極端な話、運ぶ途中で事故が起こったら誰が責任とるんかというようなことにも発展しかねないような問題があったりして本当に苦労することがまずあると。そういうふうなところがどれだけうまく解決するのかなという、その辺のところはどうなっているんかお聞かせいただきたいと思います。

それから、災害の問題ですけども、今、課長が言われたのは、真国川においてはしゅんせつ工事されているし、貴志川においてもそういう改修が進んでいると、こういうふうに答弁いただいたんですが、これどうですか、余り具体的には動きがないように思うし、これで今言う5年前のような雨が降ったときに問題が起こらない保証はないですよ、恐らく余り変わってないように思うんです。

そうであった場合にそういう対策というんですか、起こることを前提に対策も考えておかなければならんというふうに思うんですが、その辺についてはどうであるんか。起こってみなわからんというふうなお考えなのかどうか少し気になるんですけども、これについてももう一度お聞かせいただきたいと思います。

農業対策なんですけども、農地改良、要するに圃場整備です。10アール以上、2戸以上であれば3分の1補助ですか、50万円ですか、これがやっぱり金額がどれだけ、工事費がどれだけになるか。50万円補助をいただいたとして、要するに構造物も擁壁なり石垣を積んだりとか、そんなものをつくっていけばどうしても金額が張ってきて5

0万円いただいたとしてもあと残りを個人の負担が大きくなってくる。そういう点でいろいろとしていただいているんですけども、こういう栄村のいいところは、構造物は余りつくらずにやっていくという点で進めている。そういうふうなところがあるかというふうに思うんです。

50万円の補助ですけれども、それで具体的に農家としてどれだけやる気になってもらえるかどうか、そこのところはやってみなわからんというんですか、そういうことでも少しちょっと残念なことで何かと心配しますので、その辺の要するにサービスはあるけれども、やってもらえるかどうか、その辺の把握はどうなっているのか聞きたいと思います。

それから、町の農業の制度についての広報ですけれども、JAと協議したり、それから広報すると、そういうことで今おっしゃられたかというふうに思うんですけども、これについてとりあえず進めていただいでできるだけ知ってもらおうと。なかなか広報というのも、本当にせっかく広報したけれども、見ていただけなくて歯がゆい思いもするんですけども、とりあえずやった上で検討していただくということになってくるかというふうに思うんですけども、とりあえずやっていただきたいと思います。

それから、4点目の小規模住宅リフォームですね。いろんな住宅施策をやっているのでも似たような制度については今のところ考えてないと、こういうことで言われたんかというふうに思うんですけども、それでは今言われている町のとってきた施策に対してどれだけの金額が動いたかについてはお聞かせいただきたいと思うんです。

また、新築という場合は金額がはるんですけども、町内業者であるんか、その辺のところの把握はされているんかどうか。何にしても景気対策というふうな面もありますので、町内でお金が回っていただかなければ景気対策にならない。また、町営の税金として貢献もできないと、こういうふうなことになると思うんですが、そういう面ではどれだけの効果があったのかももう一度お示し願いたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（小椋孝一君）                      しばらく休憩します。

休 憩

（午前 9時51分）

---

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時51分）

○11番（美濃良和君） 方言が出ましたので、2回目の質問の中で、1番目のところですね、介護保険に関してあがというのが出たそうなので、これはあがをそのまま使ってもらっても結構なんですけれども、とりあえずわかりやすいように自分というふうに字句の訂正を願いたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長 湯上君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 美濃議員の再質問にお答えいたします。

先ほどちょっと趣旨が違ったら申しわけないんですけれども、言っていたことは、国は自分でせよというような方向になっているということであったかと思うんですけれども、介護保険の趣旨につきましては、常に今ある状態から予防に努めるという国民の義務とかもありまして、それを全面的に言ってるのかなとは考えているんですけれども、セルフケアというのは、自分でできることは頑張っている。でもできないことはお手伝いして支援してもらったり、もっと必要な場合は介護してもらおうということかと考えております。

また、高齢者の方にボランティアということも進めているというお話であったかと思うんですけれども、ボランティアにつきましても生きがいを持って生活してほしいという一環で国のほうは周知されているのではないかと考えております。

先ほど答弁もさせていただいたんですけれども、紀美野町というところは小さな町で国が想定しているような大きな考えと少し実情が違うところもあります。お話させていただいたように、本人さんの状態というのを行政、保健福祉課という表現をさせていただいたんですけれども、紀美野町の地域包括支援センターという位置づけで、御本人とか環境とかそういういろんな状況を十分に把握した上で、それでも介護サービスとか予防サービスが必要なのか、これは御自身で役場でやっています健康教室とかで3カ月ほど頑張っていたら、あと御自身でお家で運動されたら改善の見込みがあるん違うとか、いろんな詳しいことを訪問とかによって御相談させていただいて御指導させていただきたいと考えております。

それと、高齢者御自身のボランティア活動につきましては、先ほど説明させていただいた生活支援サポーターの養成に参加していただけて、お近くの少し介助の必要な方に支援されるような形ができればと考えているんですけれども、いずれにしても資

格の持っているヘルパーではなくて、簡易な研修で修了された方にお手伝いをさせていただきますので御心配のお話だったかと思うんですけれども、必ずどこかに所属していただくということで常に資質向上のために研修を重ねてもらおう予定にはしております。また、単独で行動しますが、必ず上司の方には報告されて気になる点はお伝えして必要に応じて行政に相談してもらおうということを考えております。

また、先ほどおっしゃられたように、介護の重度になった方ではなくて、軽度のうちから口腔ケアとかいろいろな運動指導とかもそうかと思うんですけれども、そういうかわりをしたほうがいいのかというお話があったかと思えます。それにつきましては、保健福祉課が先ほども申し上げたように、御本人に応じて相談とかいろいろな形で御指導させていただいたり、教室につなげたりさせていただいております。それもまた今後進めて介護予防とか健康づくりを積極的に進めていきたいと考えています。

また、紀美野町は、地域性もいろいろさまざまあるかと思えます。先ほど申し上げたとおり、地域に出向いていくことを基本にいろいろな事業を展開して考えております。

サロンにつきましても、交通のこととか不安も今のところあるんですけれども、先ほど申し上げたとおり、コーディネーターがもっと積極的にかかわりを持ってもう少し細かい地域で実施できるような形を、交通が不便なところでも開催できるように検討を重ねているところで、送迎についてもまだまだ今後検討の余地はあるんですけれども、サロン活動ということで生きがいを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） 私のほうからは、美濃議員の災害対策についての再質問にお答えをさせていただきます。

具体的な動き、対策はあるのかということでございますが、9月1日付で和歌山県土木部のほうから公開されております紀ノ川水系貴志川圏域河川整備計画の原案の概要ということでパブリックコメント等々も実施されておるようでございます。こちらのほうによりますと、河川整備計画の整備目標及び整備内容ということで、貴志川の洪水対策は、将来的には過去最大の洪水に対応するものとするが、早期に一定の整備効果を発揮させるための段階的な整備として、近年の最大洪水、平成23年9月と同規模の洪水に対して家屋浸水被害を解消させるようになってございます。

ですから、こちらは公開されているものに関しては、町内の貴志川本流2カ所につい

での改修がされているようでございますが、伺っている話によりますと、真国川については町内、また2カ所についての箇所別の対応も検討していただいているようでございますので、こちらのほうが実施されれば解消されるということでございますが、それまでの間として、先ほども申し上げましたが、危険な箇所に関しては、しゅんせつ等々で要望して対応していかなければならないということであろうかと思っております。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） 産業課長、湯上君。

○産業課長（湯上章夫君） 議員御質問の中で、どれだけ整備をすることにやる気になれるかという、支援した後でのお話かと思えます。

まず、整備を御要望される農家の方々というのは、意欲を持ってこの次からも農業をしていきたいというお考えのもとに周りの方々と共同で整備をしていこうと考えておるのが多分基本かと思えます。

複数による支援を受けるということは、その方々も同時だと思んですけども、またその横の周りの方々もええようにやったなというようなことで影響があるのではないかということで、意欲につきましては、私たちのほうからは、こういう支援がございますということの周知の中で啓発とかお知らせもしたいと考えております。

支援を受けたいという方は、そのぐらいの御意欲があるということで、まずその方々は積極的に今後もやっていただけたらと考えます。

あとまたその整備することによってほかの支援、農業に関しての支援がいろんなものがございます。県・国・町がするものがございますので、そういうところの支援の策も、こういうことがございますよとかというような御案内や相談は私たちのほうでもできるだけその機会にでもできたらなと考えます。

あと周知に関しましては、広報を中心にチラシもそうですけれども、各種農業関係者の方々が主にお集まりになるとときには、その周知をしていきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（小椋孝一君） 企画管財課長、中谷君。

○企画管財課長（中谷昌弘君） それでは、美濃議員の再質問でございます。

小規模リフォーム助成制度について、どういう住宅施策をやっているのか、それと金額についてはどうか、町内業者についてはという御質問でございました。

基本的に本町といたしましては、過疎化に伴う人口減少対策を最重点課題として取り

組みを進めているところでございます。中でも定住促進補助金につきましては、決算額で申し上げますと1,110万円の支出をしてございます。移住者につきましては7名、町内の方については9名、16名の方が御利用をいただいております。

助成につきましては、町内の方については40万円、移住者の方については50万円ということになってございますが、建築費用からすると、新築の場合を考えますと何千万というような形の大きな事業者には効果があると思っております。

何社であるのかということなんですが、27年度におきましては、町内業者は2社でございます。

以上、簡単ではございますが、説明といたします。

○議長（小椋孝一君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） この介護保険の問題については、いろいろとやられると、介護保険で今までのデイサービスなり、ヘルパーの派遣が従来どおりいなくても町のほうでそれにかわるような形の中でやっていきたいということなんですけれども、はっきり言うて今までどおりはいかんわけですね。ですから、町の職員をふやす、また今、支援員ですか、国からの制度を使った。当初予算で審議があったと思うんですけれども、そういう方がまた9月から2名来られたということで答弁があったと思いますけれども、それで十分に今までどおりいけるんかどうかという点では問題がある。

それと、さらに特別会計の給付をどないしていくんかということで今までどおりいかんと、27年度の5ないし6%が3ないし4になってくれば当然財源不足になってくる。その辺の対策については、これは担当課だけでは何ともならん問題だと思うんですけれども、これについて町はどんなふうを考えておられるのか。財源不足が起これば、当然、初めにも質問の中に入れさせてもらったように、事業所に対して渡す金が減るのか、あるいは利用者のサービスが減るのか、あるいは事業者の本人負担がふえていくのか、このところはどうなっていくかということの検討はまだされてないわけですか。

いろいろとだから要するに今までの現行のところができないから、その対策として、今、課長が言われたようなことをされていこうということなので、実際はもうそういう現行のところのサービスはできないと、そういうふうにはっきり言うてもうたらはっきりするんですけれども、その辺についてもう一度、3回目ですので町長の答弁を含めてよろしくお願ひしたいと思います。

災害ですけれども、洪水対策はやっている。今までと違ったのは、今までの過去の

災害の基準というんですか、50年確率とか言いますよね。それが28水だったのが今回も平成23年という、そこに持ってくると、そういう面で対策が以前よりも進んだところで行くということ、そういう答弁をいただいたんですけども。

あとしゅんせつするから、当面、基本的なところの工事とか対策はとれんかって、とりあえずは危険箇所のしゅんせつと、そういう点では、具体的に今回、今度の台風シーズンを前にしてどれだけ進めていくんか、具体的にはどうなっているんかお示し願いたいと思います。

農業の問題ですけども、広報していくと、集まりとかいろんなところで周知することなので、それはよろしくお願ひしたいと思います。

あと農地改良ですけども、さっきちょっと言うたんですけども、言い方が悪かったんかわかりませんが、10アール以上2戸以上で50万円と、これで要するに分母になるところがですね、分子は50万円でしょう。これは決まったものだって、だから分母がどれだけ大きなものになるんかというのは、実際それによって工事してもらおかな、もうやめとかなということになってくるかと思うんですけども、それに対して町として何らかの余り大きなところについて対策は考えておられるのかどうか、それをもう一度お聞かせいただきたいと思います。

あと小規模住宅改修リフォームですけども、1,110万円の工事額があったということなんですよ。工事額ですね、この1,110万円というのは。補助金ですか。これに対して16名の方が申請してサービスを受けたということなんですけれども、そのうち工事をやった業者のうち町内業者は2件だったんですね。16で2軒が町内業者ということなんですけれども、やっぱり使い勝手のいいそういう制度というんですか、1,110万円、16人あったら80万円ぐらいですか、1軒当たり。そういうようなことになってくるかと思うんですが、小さな金額でも使いやすいものもいいんですよ。もっと使っていただいて利用していただいて、そしてできるだけ町内業者を利用してもらおうということにどういふふうにご誘導していくんかということが大事かと思うんですが、どうしても家を建てていくということになってくると、以前から言わせてもらっているんですが、そういう町内のああいふ何とかハウスというようなところを利用される方が多いと思うんです。それはそれでええことですよ、建てていくということは。でもできるだけ町内業者を利用してもらおう。

それから、もう1つは、そのお金が町に落としていってもらおう。そういうことを考え

ていった場合に余り大きな新築とか大きな直しで考えれば、このように16軒のうち2軒しか町内業者がなかったと。20万円、30万円の工事であっても10万円の工事であったとしても、それが小さければ町内業者を使ってもらえるというふうに思うんです。だから、小さいそういうふうな仕事のできるそういう制度というのはやっぱり必要じゃないかというふうに思うんですが、最後にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の再々質問にお答えをいたします。

まず1点目の介護保険の関係でございますが、先ほど来課長からも答弁させていただきましたが、この12月中にこうしたことをいろいろ検討した結果を出していきたいということでございますので、先ほど来議員が申されましたことを参考意見として考えさせていただいた上で検討していきたい、そのように考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。これは財源の確保も含めてです。

それから、次の災害に絡めての件でございますが、過去の災害基準が変わってきていると。といいますのは、これは申されるとおりです。以前は100ミリというようなことはほとんど考えられなかったと。それが今では100ミリが普通になってきたというふうな状況の中で、川の改修ですね、これが非常に難しい問題があります。といいますのは、川というのは上流から直していったときに下流が荒れるんです。したがって、川全体の計画を立てて、そして下流から直してこなければ下流の方が今度大災害が起こるというふうな状況です。例えばうちの下佐々のところ、あれは向こうが浸水しました。だから、こっちちょっとしゅんせつしてくださいと言うてしゅんせつしたんです。そして今まで荒れなかった下流のところは今度はあらわれたんです。だから、一概におっしゃられるように、ここだけ直したらええんやと、これだけしゅんせつしたらええんやというような問題じゃないです。

したがって、今、県がやっている紀ノ川関係河川ですね、ここの改修計画、これにのっかって下からやっていくというのがまず基本です。

それと、先ほど来言われておりました、それじゃとりあえずどないしていったらええのという話ですが、これについては、やはり先ほど来申し上げました下流に影響のないようなしゅんせつの仕方、これを県と協議しながら対応していくと。そして、根本的な改修は、先ほど来申し上げた県の改修計画にのっかってやっていく、これが本来の姿であろうと思いますので御理解を賜りたいと思います。

それと、3点目の圃場整備の関係でございます。

この圃場整備は、紀美野町でも以前ここしませんかというお声かけをしたことも過去にはございました。しかし、この圃場整備にはつきものは自己負担をしていかなんということなんですね。例えば100万円かかったら100万円それじゃ補助してくれるかという、そうやないです。もうほとんどが自分らでやらんなんと。ただ、決められた補助金はありますけれども、そういう補助制度なんです、この圃場整備というのは。

そんな中で、先ほど来課長が申しあげましたように、小規模な小さいやつについては、この農業支援という格好の中でやっていきましょうという補助制度に当てはめていったというのが実態なんです。

普通圃場整備と言われているのは、何町歩とか、そういうふうな田畑を圃場整備するのが普通なんですね。それが国のあれなんです。県の土地改良区でもそうしたことを中心にやっています。

そんな中で、私とこみたいな段々畑というか、こういう地形のところではそういうものは当てはまらんと、当てはめようとした地域もございましたけれども、皆さんが反対されたんです。なぜかという、自分とが土地出さんなん、金出さんなん。結果は四角の田んぼができる。また畑ができるということですが、自己負担してまで土地を出してまでそんなことはしたくないという話でしたね、当時は。

そんな中で、やはり小規模ということの支援の制度、このあり方を1つ考えていただきたい。これは全てやった経費に対して支援するのではなしに、やはり50万円という限度を設けて、その中で自分らで考えてやっていただくということでございますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

それと、4点目の町内業者を使ってやったところに補助したらどうやろうと、こういうお話でございますが、今おっしゃられているのは、あくまでも業者を中心におっしゃられたんです。片や消費者があるんで、そしたら消費者はやはり安いところを選ぶというのもこれも1つの消費者保護なんです。

そんな中で私は町内業者の育成というのは非常にわかるんですが、わかりながらもこういう話をせな仕方ないということなんですが、やはり業者のことを考えながら、町内業者に限定するのではなしに今後ともやっていきたい。それはこうした建設業だけではなしに全てのものですね。そのものに対してそうしたやっぱり均衡のとれた施策をしていきたい、このように考えておりますので御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前10時19分）

---

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時27分）

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前10時27分）

---

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時28分）

○議長（小椋孝一君） 町長。

○町長（寺本光嘉君） それでは、答弁漏れがあったようでございます。

その農業支援制度、これにおきましては、やはり限度額というのは規定されておりますので、これはもう皆さんに御承認をいただいた上での制度ですので、これを変えることは今のところは考えておりません。

以上です。

○議長（小椋孝一君） これで美濃良和君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

休 憩

（午前10時28分）

---

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時43分）

○議長（小椋孝一君） 続いて、6番、西口 優君。

(6番 西口 優君 登壇)

○6番(西口 優君) まず1点目です。紀美野町の将来像について。

少子高齢化による人口問題、産業の衰退、紀美野町内で食べていくのは難しくなるばかりです。このまま衰退するのを待っているわけにはまいりません。何とかマイナスの連鎖を断ち切って次の世代が安心して仕事をし、町内で暮らしていける方向づけを町としては示す必要があるはずですが、5年先、10年先の将来像をどのように考えるか。その将来像に向って今何をすべきと考えるか。

2点目です。公共工事について。

①日、ある人から指摘を受けました。龍光寺橋のところで大きな砂袋が2個放置されていると、一方で、がたろ大作戦として河川浄化を行ってくれていますが、役場がこれではいけないと返答に言葉が詰まりました。このとき思ったものです。公共工事で設置された砂袋が何個置かれたのかわかっているはず、完成後その数だけ回収されていなければならないものですが、完成引き渡し時には検査の対象となっていないのか。

②よいものをより安く、一般的な競争原理です。民間企業ではこうでなければ生き残っていきません。役場が発注する備品、工事等については、原資が町民の税金である以上、もっと厳しく精査されるべきものだと考えますが、よく聞く話に、元請・下請、時には孫請というものまであるようです。他の業種では考えにくいものです。価格引き下げ努力はどのように行っているのか。

③として、予定価格と最低制限価格という民間では理解しにくい工事の発注が行われています。予定価格は発注者が事前に設定する落札上限価格、これより高い入札額は無効となる。これは理解できるのですが、一方の最低制限価格は落札の下限にあたる。これより下回っても無効となる。粗雑な工事などを防ぐためのものとなっていますが、実際のところでき上がりの過程で検査が行われるのを考えれば、最低制限価格の設定は必要ないのではないかと。

3点目です。夏祭りについて。

年々の集客数の増加を見れば一定の評価は理解できる場所ではあります。商工会が主導で行っているものですが、役場からは660万円の補助金と職員の人的応援も行っています。出店があって花火を打ち上げて、それで終わりではいかにももったいない。夏祭りによって地元業者が潤い活性化につながってこそ意義があるというものです。全

国にはいろんな祭りがあって話題性も多いものがあります。今後、紀美野町ならではの特色のある夏祭りのあり方をどのように考えていくのか。

4点目、要介護度の再認定の周知方法について。

一定の周期で介護度の見直しを行って来ています。ところが対象者が高齢の場合、当初の期間より短くても体調に変化があって介護度が進む場合があります。普通はケアマネジャーに連絡をとって再認定をお願いすればよいのですが、役所が定めた期間に対して配偶者が高齢の場合、そういった柔軟な考えには及びにくいように思われます。要介護度別の身体状態の目安の紹介とともに介護状態に変化が起こった場合、いつでも見直しが行えるということの周知はどうなっているのか。

5点目です。人口減少が水道事業に与える影響について。

近い将来の人口減少が水道事業に大きく影響を与えると予想されます。人口に比例して給水収益の減少が予想される場所ですが、維持費はそのままかかってきます。住民に現状より負担をかけない方法をどのように考えているのか。

6点目です。たばこのポイ捨てについて。

全国的にたばこのポイ捨て禁止が条例化されてきています。環境の美化、公共の場所での喫煙による被害の防止を図ることが目的となっているようですが、紀美野町のように山が多く、生石高原、天文台などは山の中に公的施設が建っています。このようなところでたばこのポイ捨てがあれば危険きわまりないものです。山火事防止という観点から、山道を含めた公的施設でのたばこのポイ捨て禁止条例をつくってはどうか。

7点目です。町有財産の有効利用について。

天文台の少し下にバンガローのような建物が3戸建っています。一見すると使用されているようにも思われませんが、建物は人が住んでこそ長く持ちますが、閉め切ったままでは劣化はあつという間です。世間ではホテルや旅館などのかわりに空き部屋などを有料で宿泊させる民泊が多くなってきたと報じられています。あの建物を民泊のように短期宿泊施設として利用することはできないのか。

8点目です。農業従事者の負担軽減について。

農作業は収穫や運搬など力仕事が多いものです。農業従事者の高齢化に伴い、このままではいずれ農業が立ち行かなくなってきました。最近、ミカンの積みおろしなどの力仕事を電動モーターで軽減するアシストスーツなるものを聞いたことがあります。腰の両側に電動モーター、靴の中底と手袋にセンサーをつけ、20キロから30キロの上げお

ろしを10キログラム軽減するというすぐれものです。開発した和大の教授は、重さの一部を支援することで使用者の労働寿命も長くなるとのこと。町は、このような農業用アシストスーツに補助金を出すことはできないものか。

9点目です。天文台の利用者受け入れについて。

8月12日、サンリゾートカントリークラブにおいて、ペルセウス座流星群の観望会が行われました。広い駐車場は満杯、交通渋滞が数キロ、夏休みの時期ということも重なったと思いますが、天文台人気の高さに驚かされたものです。みさと天文台では、昨年度1万4,000人の利用者があったとのこと。車で登ってみると集客数の割には道幅が狭い、もう少し広ければもっと利用者がふえると思われます。駐車場から登るのもかなりきついものです。天文台という特殊性から考えればやむを得ないのかもしれませんが、駐車場、道路拡幅について今後の考えはどうなっているのか。

10点目です。まちづくり課の定住促進について。

地域おこし協力隊募集要項には、紀美野町では、都市との交流事業等を通して紀美野町への定住を支援する活動を総合的に行う地域おこし協力隊員を公募しとなっていますが、定住支援を行っているはずの隊員自身が人気を過ぎれば紀美野町を去ってしまう。町が望むのは、定住というより永住です。まず、隊員が永住したくなるまちづくりができなければなりません。どこに問題があるか。改善策はどう考えているのか。

11点目です。中高年の婚活について。

20歳から40歳程度を対象に「きみのめぐり愛」という行政での婚活が行われています。出産適齢期を考えれば年齢制限があるのはやむを得ないところではありますが、結婚年齢に制限はありません。出会いの少ない人、何らかの理由で独身になった人たちがこれから先も1人で生活するよりも話し相手がいるほうが充実した人生が送れると思います。晩婚化・晩産化が進む現在、中高年の出会い、婚活についても行政として背中を後押しすることはできないものか。

12点目です。特産品づくりについて。

①として、農業人口の高齢化、TPPで自由化が進めば、なお一層農業で食べていきにくい社会になってくるようにも思われます。一般的に流通している農産品では、紀美野町の農業は山間部が多く耕作地面積が小さくて厳しい競争を強いられます。私は、紀美野町の地形を生かした農産品ができないものかと考えます。

昔のこと、山菜でコシアブラの新芽をいただきました。長年生きてきたのにそのとき

まで全く知らなかったものですが、天ぷらにして食べるとおいしいものです。生石高原の頂上付近で自生しているのを見かけたことがあります。この山菜はスーパーなどでは見かけたことがなく、生息地が高原地域と限られているようです。このような山菜を紀美野町の特産品にすることができないものかと考えます。生石高原には町有地も多く、このようところで山菜の観光農園をつくることができないものか。

②として、産業課ではコゴミの苗を数量限定で配布していますが、将来の特産品づくりにコシアブラの苗木も配布してはどうか。

以上です。

(6番 西口 優君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 企画管財課長、中谷君。

(企画管財課長 中谷昌弘君 登壇)

○企画管財課長 (中谷昌弘君) それでは、ただいまの西口議員の御質問につきまして、私のほうからは1つ目の紀美野町の将来像についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、少子高齢化による人口減少、産業の衰退は、長期的・継続的に取り組むべき大きな問題であり、紀美野町の総人口は、紀美野町誕生以来年々減少が続いてございます。

こうした中、人口減少に関する長期的な展望を定め、それをもとに人口減少対策を中心とした総合的な計画として平成28年2月に紀美野町まち・ひとしごと創生総合戦略、紀美野町人口ビジョンを作成いたしました。

議員御質問の紀美野町の将来像につきましては、総合戦略にお示しをしているとおり、資源を生かした魅力あるまちを創る、新しいひとの流れを創る、ふるさとを愛するひとを生み育てる、しごとを創り活力ある産業と安定した雇用を創出する、安全安心な暮らしを守るの5つの基本目標と、それに合わせた具体的な施策により集中的な取り組みを進めているところでございます。

本年度におきましては、今後10年間におけるまちづくりの総合的な理念を定め、地域振興・発展などの施策を定める第2次紀美野町長期総合計画の策定に向けて町内に策定本部を設置し、全職員が本部員となり、第1次紀美野町長期総合計画の検証と今後の方針について協議を進めているところでございます。人口対策に特化した紀美野町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた基本目標や各種の施策を第2次紀美野町長期総合計画にも関連づけ、これからの10年間の取り組みが町の存続可能性を含めた将来を

大きく左右するものとなることを意識した計画づくりを進めてまいりたいと考えてございます。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 中谷昌弘君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦君 登壇)

○建設課長 (井村本彦君) それでは、西口議員質問の2問目の1番目、2番目、3番目の質問について、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、2問目の公共工事について、1番目の質問にお答えをさせていただきます。

最初に、がたる大作戦についてでございますが、こちらのほうはリバーサイドフェスティバル実行委員会の方々がボランティアとして河川清掃を行っていることでありまして、役場が直接行っていることではございません。

議員御質問の土のう袋の破片については、去る7月27日に議員から御指摘があり現場を調査したところ、龍光寺橋下流の大成高校校舎下付近で土のう袋の破片2個と切れ端3個を発見、回収いたしました。

町発注工事である龍光寺橋旧橋撤去工事は、前年の9月に完成し、工事完成の確認をしておりますので、これらの土のう袋がどの工事が出たものか定かではありませんが、町としては、町工事では検査しており、そういったものが発生していないということでございます。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

続きまして、2番目の質問に答弁をさせていただきます。

議員御質問の価格引き下げ努力はどのように行っているのかということでございますが、町が発注する土木建築工事について回答させていただきます。

建設工事の適正な施行及び品質の確保とその担い手の確保を目的として平成26年に公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正が行われました。また、この施策を推進するための基本方針が示されております。

この中には発注関係事務を適切に実施することが明記されており、設計図書の作成から入札及び契約、また、工事の監督及び検査まで発注関係事務を適切に実施するよう明記されております。

私たちが行うことは、仕様書、設計書を実態に即して適切に作成すること、市場の実

態に即した積算を行うべきこと、発注は時期が過度に集中しないように計画的に行うことなどに努めるべきであると思います。

なお、積算に関しては、国土交通省の歩掛に基づく和歌山県土木積算システムを利用して適切に行っております。

公共工事は、民間工事とは異なり、以前の価格競争から価格と品質で総合的にすぐれた調達と将来にわたる品質確保と、その担い手の育成及び確保に転換が図られていることであり、引き下げ努力ということは法律によりできないこととなっております。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

続きまして、3番目について答弁をさせていただきます。

さきの御質問にも関連しているものでございますが、インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するために公共工事の基本となる公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法を中心に密接に関連する公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、いわゆる入契法と建設業法も一体として改正されております。その中でダンプ防止を公共工事の入札契約適正化を図るため、発注者の責務として少額な工事を除き最低制限価格の設定が明記されておりますので御理解を賜りたいと思います。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 教育次長、前田君。

(教育次長 前田勇人君 登壇)

○教育次長 (前田勇人君) 私からは、西口議員御質問の3番目、夏祭りについてと9番目の天文台の利用者受け入れについての2点についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の夏祭りについてお答えをさせていただきます。

地域のコミュニケーションが薄れつつある中で、地域社会を見直し、町民相互の輪を広め、紀美野町を愛し、大切に育てていくことを目的にきみの夏祭りは実行委員会を立ち上げ、商工会長が実行委員長として区長会長及び町PTA会長が副実行委員長となり企画、運営が行われているところであります。

当日までの実行委員会の開催や打ち合わせ等、また、数日前からの準備や会場設営に当たり必要な物品等については町内で購入されていると聞いております。

また、当日、木の温もり広場では、町内の商店、また地域の人々が工夫を凝らしたお

店が出店されています。また、ステージでは、キャラクターショーや中学校吹奏楽部による演奏、高等学校の軽音楽部や和太鼓部など、また地域団体を含め多くの方々がきみの夏祭りを盛り上げてくれました。

今後もさらにきみの夏祭りが特色ある祭りになるよう、商工会、実行委員会と連携しながら、きみの夏祭りを盛り上げていけたらと考えているところであります。

次に、2点目の天文台の利用者受け入れについてお答えをさせていただきます。

みさと天文台の知名度も上がり来台者もここ数年1万人を上回っている状況にあります。昨年度は特に天文台がオープンして20周年を迎える節目の年でもあり、記念イベント等も開催され、来台者も1万5,000人を超えるものとなりました。

議員御質問の駐車場・道路拡幅についてでございますが、駐車場については、車のヘッドライトが観望の妨げにならないよう、主要施設から少し離れた低い位置に配置しています。また、イベント時やお盆時期において駐車場が満杯となることもありますが、おおむね現状で賄えているところでございます。

道路においては、本年度当初予算に測量設計・工事を含め2,000万円の計上をさせていただきます、マイクロバス等がスムーズに通行できるよう狭小箇所6カ所、延長205メートルの改修を行うこととなっています。

また、現在、その測量設計が発注されているところでございますので御理解を賜りたいと存じます。

以上、2点について、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(教育次長 前田勇人君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 保健福祉課長、湯上君。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇)

○保健福祉課長 (湯上ひとみ君) 西口議員の4点目の御質問の要介護度の再認定の周知方法についてお答えいたします。

現在、要介護認定・要支援認定の結果は、介護保険、要介護認定・要支援認定等結果通知書や説明書とともに介護保険証に記載し、郵送や手渡しを行っております。

介護保険、要介護認定・要支援認定等結果通知書には、認定の有効期間内であっても状態の変化等により状態区分の変更をする場合があります。また、認定変更の申請をすることができますと明記し、問い合わせ先を保健福祉課としております。

要介護度や要支援の認定は、身体状態だけではなく、心身の能力、介助の方法、行動

等の有無などに関する認定調査を行い、また、主治医意見書と合わせて介護にかかる手間がどの程度かどうかで決定されるものです。そのため、議員御指摘の要介護度別の身体状況の目安を紹介することは少し困難と考えております。

次に、介護状態に変化が起こった場合、いつでも見直しが行えるということの周知はどうなっているのかについてでございます。

本町の場合、新規に介護認定申請が出された場合は、お住まいの地区を担当する保健師が介護の認定調査を行っています。そのため、認定調査を行った保健師は、高齢者の方が介護サービスを利用する場合には、ケアマネジャーやそのほか必要な職種の方々の調整を行ったり、何かあれば地域包括支援センターの相談総合窓口の機能を持つ保健福祉課に相談してもらえよう本人や御家族にも伝えております。

また、要支援認定結果の場合には、サービス担当者会議に出席し、状態の変化があり、サービス利用等の見直しがある場合には、有効期間内であっても変更申請ができることをお伝えしています。

福祉の関係で御尽力をいただいている民生委員・児童委員の方々には、研修等を通じて介護保険の制度について御理解をいただき、介護保険についての相談も多くいただいているところです。

町内の開業医の先生方には、介護や福祉等の気がかりがあれば、保健福祉課に御連絡をいただくか患者さんからの相談等で必要があれば保健福祉課を紹介してもらえようをお願いをしているところです。

また、病院の地域連携室等とは日常的に情報交換を行っているため、入退院に際して保健福祉課に問い合わせも多く、必要な介護保険制度の活用への助言を行っているところです。

今後は、保健福祉課が介護や福祉の総合相談窓口の機能を有しているということを広報紙等さまざまな機会を通じて知ってもらおうよう努めてまいりたいと考えますので、御理解賜りますようお願いいたします。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 水道課長、田中君。

(水道課長 田中克治君 登壇)

○水道課長 (田中克治君) それでは、西口議員の5点目の人口減少が水道事業に与える影響についての御質問にお答えします。

給水人口は平成18年度で1万887人、平成27年度では9,234人と1,653人の減となっています。一方、普及率は97.2%で3.2%増となっています。

議員御指摘のとおり、給水収益も年々減収となってきています。ここ3年の料金収入では、上水道と簡易水道を合わせまして年平均195万円の減収となっています。しかしながら、必要経費はほぼ横ばい状態で推移しているところでもあります。

人口減少傾向の中で、今後も効率的な水道事業運営を継続していかなければなりません。計画的に施設の整備を行っていく必要があります。また、施設整備等のハード面での対策に加え、事業運営のソフト面での対策をも積極的に実施することも重要となります。有収率の向上も大変大事なことであります。

また、老朽化した施設の更新等も計画的に進めていき、水道施設全般にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営することが必要不可欠なことでもあります。

先日、議案説明をさせていただきました補正予算の中に経営戦略策定の予算を盛り込んでおります。この戦略の中で中長期の更新需要、財政収支の見通しに基づく計画的な施設の更新、資金確保等を十分協議していきたいと考えております。そして、健全な水道を次世代へ引き継いでいきたいと考えております。

おいしく安全な飲料水を供給するため、より一層のコスト削減ができるように努めてまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

(水道課長 田中克治君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 消防長、家本君。

(消防長 家本 宏君 登壇)

○消防長 (家本 宏君) 西口議員の6点目の御質問、たばこのポイ捨てについて御答弁申し上げます。

たばこの吸い殻や空き缶等のポイ捨てを禁止したり、特定場所での喫煙や歩きたばこを制限する条例が各自治体ごとにさまざまな名称で制定されていますが、自然環境や地域の美観を保護したり、人ごみの中で歩行者の安全を確保することが主な目的となっています。

しかしながら、御承知のように、たばこの火の温度は700度から800度あり、たばこのポイ捨てにより火災が発生することも十分考えられることから、二次的に火災を防ぐ効果があると考えられます。

議員御指摘の山火事防止という観点から、山道を含め公的施設でのたばこのポイ捨て

禁止条例ということですが、山火事防止等火災の予防に関しては、火災予防条例に基づき指導を行うのが妥当と考えますので、たばこのポイ捨てを禁止するなどの条例の制定につきましては、関係課と十分協議しながら検討したいと考えます。

なお、生石高原や天文台の公的施設や登山道には、啓発用看板を設置するなどたばこのポイ捨て防止等火災予防に関するモラル向上を図るため積極的に取り組んでいきたいと考えていますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

(消防長 家本 宏君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) まちづくり課長、西岡君。

(まちづくり課長 西岡靖倫君 登壇)

○まちづくり課長 (西岡靖倫君) 西口議員の7番目の御質問の町有財産の有効利用についてというのと、10番目のまちづくり課の定住促進について、この2点についてお答えさせていただきます。

まず初めに、町有財産の有効利用についてのことですが、天文台の少し下にあるバンガロー3棟についてですが、上段のバンガロー1棟については、天文台の附帯施設として利用しております。残りの2棟については、移住者のための短期滞在施設として利用しております。現在1棟利用しております。

その次に、10番目の御質問にお答えさせていただきます。

紀美野町においては、地域おこし協力隊は、平成22年度から導入しております。地域おこし協力隊員は、移住という目的と地域のミッションを遂行するという目的を持って紀美野町に来てくれております。

在任中の隊員1名を除いて6名の方が地域おこし協力隊員として紀美野町で活動しておりました。そのうち3名の方が定住されており一定の成果を上げていると考えております。

紀美野町を離れた地域おこし協力隊員に対しては、大変残念なことではありますが、在任中は地域の方々に大変喜んでいただける活動をしてくれました。また、現在でも地域の方々とのつながりを持つ元隊員もいるのが実態であります。

今後もこの地域おこし協力隊の制度をしっかりと活用していきたいと考えております。

以上、2点について簡単ですが、答弁とさせていただきます。

(まちづくり課長 西岡靖倫君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 産業課長、湯上君。

(産業課長 湯上章夫君 登壇)

○議長 (小椋孝一君) それでは、私のほうから 8 番目の御質問と 11 番目の御質問と 12 番目の御質問につきまして答弁させていただきます。

まず、8 番目の質問で農業従事者の負担軽減についての要旨として、アシストスーツに補助金を出せないかのお答えをさせていただきます。

作物の収穫や運搬、準備や片づけなど力仕事が多いのが農作業の現場でございます。これまでに機械化が難しく、人の手で行う必要のあった果物や重量野菜の収穫、運搬作業に関しても効率化や体への負担の軽減を望む声が年々高まっています。

その 1 つに、農業用アシストスーツの開発がされてきています。体に装着することで動作を補助し、作業時に体へかかる負担を軽減する機能を持っております。

昨年、文化センターで開催されました J A まつりにおきまして、和歌山大学の八木教授がパワーアシストスーツの PR を行ってくださいました。実用的な商品化のために軽量化を現在進めておられまして、販売については来年の 4 月ごろ、価格は 100 万円ぐらいであろうということでお聞きしております。

アシストスーツの活躍の場は、農業だけでなく、介護や工事現場などさまざま用途へ広がっています。既に商品化されているものもあり、イノフィス社のマッスルスーツ、クボタ社のラクベストなどがあります。

議員御質問の農業用アシストスーツへの補助については、農業において高齢化や作業負担の軽減に有効と考えられるため、紀美野町農業経営支援事業の農業機械整備に該当するものであると考えます。

今後も農業を取り巻く情勢の変化に対応すべく、農業者の皆様や J A など関係機関とともに情報を収集してまいりたいと考えます。

続きまして、11 番の中高年の婚活についてお答えさせていただきます。

紀美野町の婚活事業は、紀美野町に在住、または働いている、もしくは今後、紀美野町内に居住する意思のある独身者を対象に、町外の独身者と婚活して出会いの場を提供することを目的に平成 21 年度から実施しております。

カップルとなり結婚に発展し、定住、それにより増加、その上赤ちゃんが生まれるということになれば、非常にありがたい結果となります。

また、カップルとならなくても紀美野町のよさを知っていただくという機会もできるような要素を取り入れております。

平成21年度より毎年開催し、カップルは46組誕生し、現在2組の結婚、うち1組が町内へ定住してくれています。毎年趣向を変えて開催してきました。

会場は、主に町内公共施設や宿泊施設等を使用し、内容は立食パーティー、アウトドアパーティー、天体観測などさまざまな内容に取り組みました。

過去には、上の年齢を50歳代に設定して実施しましたが、参加者の割合は20代から30代の方々が80%以上と、40代以上の方々の参加は少ない状態であったため、現在は行っておりません。

中高年の出会いの場として、月1回の開催から、いつでも集まれる、いつも集まっている、だれでも集まれる場所として地域サロンを町内49カ所で開いていただいております。また、公民館活動や各種サークル活動、また老人会活動などにも御参加いただいて、出会いの場、ふれあいの場、心温まる場として充実した日々を送っていただけたらと考えます。

関係者とともに情報の共有、収集を進めてまいりたいと思いますので、御理解賜りたくお願いいたします。

続きまして、12番目の質問でございます。特産品づくりについての要旨として、生石高原で山菜の観光農園を開園できないかと、コシアブラの苗木を配布できないかについてお答えさせていただきます。

紀美野町は、山間地域の自然豊かな町で、山菜等も数多く残っております。

J A美里支店、J A野上支店では、ヤマブキ、ワラビ、コゴミの出荷があり、また、とれたて広場では、ヤマブキ、ワラビ、ゼンマイ、ウド、タラの芽、イタドリ、タケノコ、破竹等を出荷している農家もあると聞いてございます。

町といたしましては、高齢化で労働力の低下を考慮し、新作物の研究として紀美野町農業振興研究会により平成25年度から県林業試験場を視察したり、また田辺市のコゴミ栽培農家にお伺いして栽培の研修を受講してまいりました。

同年度より研究会ではコゴミの試験的栽培を行い、26年度、27年度におきまして農家にコゴミの苗を配布いたしました。また、大阪中央青果での調査研修会では、野菜は人気が高く有望視されているとのことで、中でもコゴミは食材の1位であると農業新聞にも報道されておりました。本年度においても苗の配布は予定しております。

コゴミの出荷はすぐにはいきませんが、何年か先に栽培面積もふえ出荷できるものと思っております。

農業振興研究会には、農協にも参画いただき、苗の手配、販売先の確保等連携しながら取り組んでおります。

議員御質問の生石高原の町有地を生かした山菜観光農園の件につきまして、県立自然公園の地域内はさまざまな行為が規制されており、当該地で観光農業事業は難しいものと認識しております。

また、コシアブラの苗木配布につきましては、栽培方法について現在確立されていないということもありますので、今後、農業振興研究会の協力をいただき研究を進めてまいりたいと考えます。

以上で3点の御質問の答弁とさせていただきます。

(産業課長 湯上章夫君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 6番、西口 優君。

○6番 (西口 優君) 1点目です。紀美野町の将来像という中で、人口ビジョンというそういうふうなあれもいただいたんですけども、何か具体性がない、抽象的な表現がされていて、どうしてどんなんするという部分がちょっといまわかりにくいんですよ。だから、どうしてどんなんしよう、実際には紀美野町をこれからもうちょっと盛り上げていこうとしたときに、具体的にどうするという部分がちょっとわかりにくくて、今の答弁にしても、こんなことを考えていますよというのはわかるんですけど、ただ、そのためには何をするという部分がちょっと理解しにくいので再度の答弁を求めたいと思います。

2点目のまず1、土のうは紀美野町が設置したものとはわからんという、こういう曖昧な、実際問題としてあそこに放置されていた土のう袋というんですか、かなり大きなもんやけど、私行ったときは原形をとどめるような形になってて、何百キロ入るんやら、何トン入るんやらちょっとわからんようなもんがあったけど、現実問題として、ここから上でそういうふうなものが流れてきたとは考えにくい。多分、龍光寺橋の元の橋詰に積み上げていた土のう袋だと思うんですよ。同じもんだったんでね。だけど役場の担当課の説明では、紀美野町が設置したものとはわからんという、こういうふうな説明やったけど、あんなもんが余り遠くから流れてくるとも実際問題思いにくいんやけど、だから、普通はまずそのちょっと上で工事やっていたものとしか考えにくい、そういうのも現物があるのに町が発注したもんとは違うんちがうかと、こういうふうな言い方はちょっと釈然とせんねんけどね。

それと、法的に公共工事の最低制限価格、こういうふうな本来は積算システムを利用してやっていると言うんですけど、価格の設定については、どんな業種でも経営者というのは利益を出すための努力をするわけやし、それでも利益が出ないところもある。ところが公共工事に関しては、利益が保証されてるような気がする。そういうふう思うんです。価格設定にしても、まず税金を使うという、普通、民間の工事の発注に比べて税金を使う限りはもっと厳しくあるはずなんやと思うんやけど、それと、まず元請が利益出る、それはわかる。ところが下請業者でも利益が出るような体質になってるんじゃないか、こういうふう思うので、価格の引き下げ努力というのはどういうふうにやったら、例えば県の積算システムを利用したら、一定の金額と決まっているような話になってしまう、でき上がりがね。だけど、それを引き下げる努力があるから企業も発展する。ただ、そういうふう決まりきった中で企業努力というのを求めて、企業努力することによって企業が利益でるような形、例えば金額が決まっていればね。だから、そういうふうな努力が曖昧化になっているから土木業が発展しないんじゃないか。

確かに外国との競争というのは現実にはあり得ないし、まして遠くの業者との競争もない。だから、普通に考えたら、小さい地域の中で競争しているから企業努力というのが何か曖昧な形になっているんじゃないかな。企業が本来は利益が出るような体質にするためにあるべきやと思うんやけど、そういうふうな競争原理というのは余り働いてないんじゃないかな、こういうふう思うんですよ。

だから、そういうところのあり方、本来は工事の発注というのは、図面があって自社は幾らぐらいの積算ができるかなという、こういうふうなところが原点にあるべきなんやけど、そういうふうなところが見えにくいから建設業というのは伸びてこないんじゃないか、こういうふう思うんですけど、その辺の考え方がもうちょっとシビアに業者に対しても指導できやんもんか、そら法律で決まると言うんであったら仕方ないんやけど、そうあるべきじゃないかなと思うんでちょっと質問させてもらったんですけど。

3点目の夏祭り、本来は事業主体、商工会が考えるべきというのは実際には理解するんやけど、現実を見たら、商工会と紀美野町というのが二人三脚で夏祭りをやっているんじゃないかなと、こういうふうにあくまでも表は商工会やけど、表は商工会でも補助金とか、そういうふうに人的な応援というのを考えたときには、商工会よりも役場がやってるのかな、こういうふうな一見するとそういうふうにも見えるぐらいの協力体制やと思う。だから、かなり夏祭りって歴史があって年々の集客力、集客数、こういうこと

を考えたら、確かに方向づけは間違っていないと思うわけよ。だから、これはいいことやなと思いつつ、もう一步進んだ何らかのことができたらもっといいのになと、こういうふうこれがベストなんかもわからんけれども、ベストやけど実際にお客さんがふえているんかもわからん。だけど絶えずそういうふう工夫する中にももう一工夫というのをやっぱり絶えず考えていかなきゃいけない。そういうふう思うわけなんです。例えば単純に考えて、あそこ夏祭りのときは、実際にはすごい人で、駐車場にしても満杯、まず入っていけない。それやったら駐車場を有料化する、そうしたら駐車場に使うよりも自分らが町が送迎するバスへ乗っていったらもっと第三者がたくさん来れるようになるとか、そういうふうなことの発想というんですか、そういうふうなこともあれがもし駐車場が有料やったら、車乗っていかんとバスに乗せていってもらおかと、こういうふうなこともあるし、また第三者の駐車場を使う人らが別に幾らというわけじゃないけど、そういうこともまず1つの提案として考えられるんじゃないかな、集客力がこれ以上ふえてきたときには、実際問題として車での参加って、見せてもらうのは難しい。それやったら車を減らすためにはどないしたらええんやと、やっぱり自家用車を減らすためには駐車場を有料にすれば自家用車が減る。そうしたらバスで行く人がふえてくるんじゃないかな、こういうふう思うんやけど、それはあくまで思うだけであって実際問題としてはわからんねんけども、そういうことまでやっぱり考えていくべきじゃないかなと。今でも満杯でしょう。だから、これ以上のお客さんをふやすための努力、ふえたお客さんが地元還元されるようなそういうふうなシステムがあればもっといいのかなと。

だから、確かに人数が多いからこれでいいというんでなくして、これにもう一工夫が加えられたらもっといいんじゃないかなと、こういうふう思うので、その取り組み方について再度の答弁を求めたいと思います。

4点目の要介護の再認定の通知、実際には今現在でも、もともと見直しはいつでも行われているということがそういうふう明記されているし、そうあるべきなんですけど、ただ、それだけで本当にお年寄りがそれよりも確かに病院へ行って体が悪くなるうもたよと言ふんやったらわかるんやけど、病院に行かなくても体調が衰えてくる、そういうったときにいつでも見直しが行えますよと。確かに現行の制度の中でもそういうふうなってるはずなんよ。

だけど、それでも周知が、お年寄りの頭で何年何月何日まで要介護なんですよと言われたら、それを超えてなかなか再度見直ししてくれやんかと言ふのは難しい。柔軟な頭

を持てば問題ないんやけど、ちょっとそういうふうになっていないような気がするんよ。私もちょっと相談を受けて、それやったらもう1回再認定してもらいなよって言うんやけど、私らが聞く前に本来は福祉のところへそういうふうになんか心安く話、どうにもこれおかしいなと思うんやけどというような、ただ、介護度のたまかな線というんですか、例えば要介護1やったら、このぐらいです、要介護2やったらこのぐらいですと、こういうふうなたまかなことがある程度周知されてあったら、うちの高齢者はここのレベルやさかい要介護なんとなん違うかなと、こういうふうなことが漠然とでもわかればいいのかな、こういうふうにするので、その点についての周知が徹底されていないような気がするわけよ。

だから、見直しをお願いするにしても、1つの目安がはっきりわかりにくいんで、なかなかそこへ行かないんじゃないかな、こういうふうな気がするんで、それについての広報のあり方とかというのがまずやっぱり何らかの方法をとるべきじゃないかな、こういうふうにするんやけど、その点について再度の答弁を求めたいと思います。

5点目の水道事業、実際には当然収益が減少してくるといって、これは当たり前の話やし、ソフト面でいろんなことの対応をとっていますという、ただ、現実には埋設しちゃう水道管、これの耐用年数との兼ね合いもあるのかと思うんですよ。だから、耐用年数に応じて今現行の枠内で順次変えもていかなきゃいけない、そういうことも合わしたときに大体今の現在の価格でいつごろまで可能なんかな、こういうふうにするんやけど、単年度で見たときは、そこまだあと1年持つよとか、2年持つよとかということもあろうかと思うんやけど、ただ、それで一遍に直さんんところが一遍にふえた場合大変やしな、だから、そういうふうにしたときに定期的な改修というのが当然行わなきゃいけないし、そんなに考えたときに、先延ばしじゃなくて、それまで大丈夫なんかなと、こういうふうな心配をするわけよ。

だから、ほんまに大丈夫かなと言われたときに、さてなと思いつつながら、こういう質問させてもうたんやけど、その点について、それこそ長期的な、水道というのはなしでいかんから、必ず生活するには必需品やしな、まず第一の必需品やけ絶対なくてはならない。たとえ幾らって言うて上げられたところで、それはもう仕方ない話やけど、ただ、極力現行の状態でも存続できたらいいのになと思うので、再度その辺の長期的な計画というのほどこまで立っているのかちょっと尋ねたいと思います。

たばこのポイ捨てについてで6点目です。



かせてもらえなかったので、農機具に対しての補助金と同じような形のレベルの補助金というのを参考に認識させてもらったらよろしいんですか、その辺の答弁を再度求めたいと思います。

9点目です。天文台の利用者数、この間、9月10日付、直近の天文台のホームページというのを見せてもらったんです。そうしたら参加者数が136名、こういうふうに書かれていました。一部のお客様には、適切な駐車スペースが確保できず御迷惑をおかけしたことをお詫びいたします。こういうふうに書かれていました。だから、実際問題として、私もあそこを登らしても案外狭い駐車場で、確かに不便やろうなと思うんやけど、ただ、そういうふう新しい駐車場をつくるといったってそんなつくるような場所も少ない。そういうふうな考えの中で、まず道は2,000万円かけて205メートル改修してくれるという、それはそれで実際でき上がった中でまたどういうふうな問題が出てくるのか、それはもうわからんけど、でき上がった時点で考えさせてもらったらいと思うんやけど、駐車場については、これでよしと考えるのか、それとももう少しどこかで確保できたら、それにこしたことはないかなって、こういうふうに、1つの建物があって、その建物を利用しやすい体制につくってくれたらもっといいかなと思うけど、だから、そういうふうなところで確かに136名と書いてあったら、大体1社に2人か3人かなと、そういうふうに乗ってくる、1つの車にね。そうしたら大体30台ぐらいしか置かれへんようなどこやから90人ぐらいが限度かいなど。そこから向こうはかなりみんな難儀しちゃうわけやしな。だから、そんなに考えたときに、もう少し駐車場のあり方というのを前向きに考えてくれるんかどうかいなど、こういうふう思うので、再度の質問といたします。

10点目のまちづくり課の定住促進という中で、定住については、公募というのはい定の期間を定めての公募、こういうふうになっていると思うんです。だから、その期間が過ぎたら当然生活の保証がない。だから、期間内で本来は町内で住める今後の定住につながる仕事というのを2年か3年か知らないけど、その間に安定した収入が得られるような体制に自分が持っていかなきゃ町内で住んでいくのが難しくなる。だから、そういうふうなところがまず採用の時点で生活基盤の設計というのを、採用するときに、あんた紀美野町へ来てどういうふうな考えで紀美野町へ来るんですかと、そして自分で一定の期間内に生活していける体制をつくる必要があるし、だから、そのためのサポートを町がするという形になるんやろうなと思うんやけど、そうでなかったら実際に一定の

期間内は補助金があって一定の収入を確保できるけども、その間に自分が食べていける手段を自分である程度考えて、そのために町がサポートするという、こういうふうに持っていかなかったら、実際その期間が過ぎたらたちまち食べていけやんさかい移住ができやんわけやしな。だから、そんなん考えたときに、そういうことのサポートというのはどうしているのかなと。本来はまちづくり課というのは、そういうサポートをして初めてそのサポートの結果、定住できる。ところがそういう部分のサポートがなくて、そこで定住できやん期間内はいてられるけど、期間が過ぎたら、その間に定住できる社会的な基盤がなかったら、生活の基盤があって初めて紀美野町で食べていけるけども、そうでなかったら、またしょうがないな引っ越しせなというふうになってしまうから、その辺のサポート体制というのはどういうふうに行われているのか1回答お願いしたいと思います。

中高年の婚活という、実際には出産適齢期というのを考えれば、ある程度今のままでいいのかなとも思うんやけど、町内を回ると意外とひとり住まいの方が多い。だから、こういう人らが何か人生の最後を楽しく送れたらいいのになと、こういうふうに思うてしまうわけなんです。結婚というのをどうよ考えているのかと言うたら、やっぱり考えていると言いながら、そういうふうな誰かが背中を押してやらなんだら前へ進まない。なかなか案外人見知りするような人が多いのかもわからないけども、昔50歳代というのをやったとかという、地域サロンもやっているから地域サロンの中で心安い人をつくればいいと。地域サロンというのは地域が限定されてる。それよりも地域を10合わせたらもっとその中にもあるかもわからんし、だから、ある意味では、実際問題としてこういうふうな場所、一定の年がきてたら実費というのは参加者負担でもいいんかなと思う。だから、実際に役場に負担かけるんじゃないで、役場はただ窓口でこういうことを一定の人数が集まったらやりましょう。人数集まらなかったらもうやめておきましょうと、こういうふうな形でもいいんかなとは思ふんやで。ただ、そういうふうなことを以前やって50代の人募集したけども、集まらなかったのをやめましたと。だけどそういうことを一定の周期で行えば1回行ってみようかなというふうな人も出てくるのかなと、こういうふうにするので、多分、民間では中高年の婚活というのは事業として成り立っているところもある。だから、普通はそういうふうな民間のそういうところよりも町が窓口ならもっと参加者も安心できると思うわけ。

だから、そういうふう考えたとき、もう少しちょっと今回なかったけれども、もう

1回募集してみようかなと。実際には町にとってマイナスにはならないと思うんやけど、だから、そういうことができらんのかなと、こういうふうと思うんやけど、費用をかける必要はないと思うんです。もう一定の年齢になっていたら、ある程度の生活の基盤もできてる。そういった中で費用的なことについては、別に実費負担で別に問題ないと思う。ただ、役場がそういうふうな回覧板にしる広報にしるというチラシの部分だけ負担せんなんかもわからんけど、そういうふうな形で再度1回やってみたらどうかな、こういうふうと思うんやけど、いかなものか答弁願いたいと思います。

12点目のコシアブラ、実際、生石高原の観光農園というのは難しくて仕方ないんやけど、ただ、生石高原に限らず町内というのは結構高低差があって高い地域もある。だから、こういうふうなところに生石高原の高さとそんなに変わらへんようなぐらいの高さのところももう結構あるわけでしょう。だから、こういうところでコシアブラというのを本当に知らない人が多いわけよ。私でさえ何年前にこんなもんがあるんやというのを初めて知って、そうして食べてみると意外においしい。ネットで調べても結構金額的には高いものであって、私、以前店やっていたときにいただいたことがあるんですけど、これが冷蔵庫で半月ぐらいは鮮度が全く変わらない。だから、こういうふうを考えたら、もしこれが特産品になれば全国発送も可能やと思うし、ましてほとんどの人が、どこのスーパー、和歌山県内どこへ行ってもコシアブラなんて売ってないんです。だから、売ってないから特産品になり得るんじゃないかな、こういうふうにごこにでもあるというものであったら競争によって価格も下がる。よその他府県と比べても負ける可能性もある。ただ、こういうふうにな数少ない本当に知名度の少ない品物やよってひよっとしたらできるんじゃないかなと、こういうふうと思う。

結構ネットで見るとには、木が20メートルぐらいに伸びるとか、その話を見るんやけど、実際はそんな大きくなってない。自然で生えているのは背丈あまりぐらいのもんなんよ。それも皆適当に大きくなってきたら切り倒して、低くして新芽が出るような形につくってる。

だから、こういうものがもし特産品として利用できたらいいのになと、あくまでも1つの提案やけど、この中でもひよっとしたらそんなにコシアブラって何よというような人もあろうかと思えます。だから、食べた人まではかなり少ないと思うんやけど、だから、少ないから特産品になり得るんじゃないかな、こういうふうと思うので再度の答弁を願いたいと思います。

○議長（小椋孝一君）                      しばらく休憩します。

休 憩

（午後 0時00分）

---

再 開

○議長（小椋孝一君）                      休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時29分）

○議長（小椋孝一君）                      町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君）                      西口議員の再質問の第1点目につきまして、私のほうから御答弁させていただきます。

西口議員からは、具体的にそれじゃこれからの10年間何をするのかと、こういう御質問であったかと思えます。

ただ、まず西口議員に御理解をいただきたいのは、実は前回の6月議会にも答弁させていただきましたとおり、地方創生については、これからの5年間、まち・ひと・しごと創生総合戦略ということはつくりました。しかしながら、それとあわせて第1次長期基本計画というのが皆さん御承知のとおり、平成19年の4月から平成29年の3月まで、この10年間の計画を立てております。それがここでいいます第1次基本計画構想、そして前期基本計画・後期基本計画と、こういう冊子に載っておるわけです。

この冊子をつくるために、実はことしの当初予算で第2次長期総合基本計画を策定しますということで予算化をさせていただいています。そして、なぜその予算化させていただいたかと言いますと、これからつくる第2次長期総合基本計画、これをつくるための審議会を開いたり、いろいろ作業をしていく。そして、ことしの12月から2月の間にそれをつくって、そして第2次総合計画については、平成29年の4月から39年の3月まで、このまた10年間の計画を立てるわけです。

したがって、現段階では、まだこの第1次総合計画、それと後期基本計画、これの最終年度に今当たっています。

したがって、今御質問のこれからの10年後をどんな町にしていくんよと、具体的に一遍述べてくれと、こういう御質問については、今のところそれについては答弁できないと、こういうことですので御理解を賜りたい。

ただ、私としては、やはり紀美野町を魅力あるまちづくりと、また活力のある町をこ

れからもつくっていきたい、そのようなことでこの間の敬老会の日の挨拶の中でも言わせていただいております。

ただ、最終的にその審議会でどういう目標の言葉になるのか、それはまた審議会から答申が来て、そして、つくった段階でまた皆さん方にお配りさせていただくということになっております。ひとつ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） 西口議員の再質問にお答えをさせていただきます。

2問目の公共工事についての1番目の放置された土のうに関しては町ではないのかということですが、町の場合は指定確認という方法をとってございます。これはどういうことかと申しますと、指定された数量を回収しているかどうかを確認していると、適切な設計方法でやられているかどうか確認しておるということですが、214袋の土のうが使われてございまして、これを平成27年9月15日の完成時点で撤収したことを確認しております。ですので私のほうは町の工事ではないと申し上げた次第でございます。

以上、簡単ですが、1点目の答弁とさせていただきます。

続きまして、2番目の質問でございますが、価格の引き下げ努力、企業努力のあり方等必要ではないのかということですが、あくまで法律に基づいた執行というのを我々していかなければならないこととございまして、法律から逸脱した行為はできないと、法律の範囲内であればできるんですがということと御理解を賜りたいと思いますので、以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） 教育次長、前田君。

○教育次長（前田勇人君） それでは、私からは西口議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず3番目の夏祭りについての件でございます。駐車場有料化も含め一工夫した祭りにならないかというような質問であったかと思っております。

これにおきましては、近々実行委員会の反省会もございまして、ここに御提案をさせていただきます報告をさせていただきますので、御理解を賜りたいと存じます。

それから、2点目の9番目の天文台の利用受け入れについて、駐車場のあり方を前向きに考えてはという質問であったかと思っておりますが、これにつきましては駐車場の満車状

況等については、天文台のイベント等の規模の大小によって異なるものでございます。  
今後、道路が拡幅され来台者も多くなるようであれば、駐車場の拡幅も視野に入れ、必要になるのではないかと考えますので御理解を賜りたいと存じます。

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長 湯上君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 西口議員の再質問、4点目の要介護度の再認定の周知方法についてお答えさせていただきます。

要介護1のレベルなどの周知をしてもらえばわかりやすいのではないかとという再質問であったかと思うんですけども、繰り返しになりますが、要介護や要支援の認定は、体だけの状態ではなく、心身の能力や介助の方法、行動などの有無などに関する認定調査を行って、主治医意見書とあわせて介護に係る手間がどの程度かどうか個々に判定させていただいているところで一律ではないので周知については困難ではないかと考えます。

ただ、先ほどからももう一度繰り返しにもなるんですけども、紀美野町の保健福祉課は総合相談窓口の機能を持っておりますので、介護度がいかがかだけではなくて、御本人さんの状態の変化などで今までの変化に生活に支障が生じるとかささまざまな相談がございましたら、電話でもお気軽にさせていただけるようにさらに周知を図っていきたくて考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いします。

○議長（小椋孝一君） 水道課長、田中君。

○水道課長（田中克治君） 西口議員の再質問にお答えします。

水道管の定期的な改修についての答弁でございます。

おいしく安全な水道水の供給のため適切な時期の更新が必要となってきます。また、災害に強い安定した水道にするために、水道施設の耐震化計画の策定等、水源から水道利用者に至るまでの水道システム全体としての機能維持が必要となります。大きな投資を要する耐震化が最も有効的・効率的に行うため、段階的な耐震管の目標を立てて計画的に優先度の高い事業から実施することが大事になります。健全な水道事業を継続するために、より一層の経費縮減が必要となってきます。

さて、御質問の水道管の定期的な入れかえについてですが、配管延長、導水管と送水管、配水管で町内総延長253キロあります。耐用年数としまして約40年から60年となっています。単純計算で年間約4.5キロの水道管の布設替えとなりますが、上水道では、約10年前に石綿管の布設替えをしています。また、簡易水道についても、毎年、漏水補修で工事もしています。今後は漏水調査や過去の漏水補修箇所を調査しながら

ら、漏水の集中する地域の配管布設を検討していきますので御理解のほどよろしく願いします。

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

○住民課長（増谷守哉君） それでは、西口議員の6番目のたばこのポイ捨てについての再質問について答弁させていただきます。

初段の答弁につきましては、山火事防止の観点ということで条例の制定ということでございましたので消防長から御答弁させていただいたところでありますが、再質問につきましては、環境保全ということでの条例の制定という趣旨であったと思いますので、環境衛生の担当である住民課のほうから答弁をさせていただきます。

議員言われるように、全国の幾つかの市町村では、たばこや空き缶等のポイ捨てに関するいろいろな名称での条例を制定してございます。これら条例を市町村が制定するに当たっては、例えば人の通行や来場者が多い駅周辺や観光施設においてポイ捨てが多発し、それに伴っていろいろな問題が発生していることから、その区域を特定区域として指定し、ポイ捨て等を禁止する条例を制定しているようでございます。

県下でも同様の条例を制定している代表的なものとして、和歌山市の和歌山市美化推進及び美観の保護に関する条例を制定してございます。和歌山市では、通称ポイ捨て防止条例と呼ばれているようでございます。これにつきましては、紀ノ川から南、国道42号線、国体道路に囲まれた県下一の繁華街を含む市街地を特定美化区域と指定しまして、国道・県道・市道でのポイ捨て等を禁止しているものでございます。

また、白浜町では、白浜町白良浜等喫煙及びごみ等のポイ捨て禁止条例を制定してございます。これにつきましても、白良浜周辺の区域を特定区域に指定し、ここでのたばこの喫煙、ごみのポイ捨てを禁止しているところでございます。白良浜につきましては、年間100万人の観光客があるということでこういうふうな条例を制定しているものだと考えてございます。

このようにポイ捨てが非常に多いことから、その対応に苦慮し、条例を制定し、モラルの向上を図っているものと考えてございます。

これら条例のほかにごみのポイ捨てに関する法令といたしまして、廃棄物処理及び清掃に関する法律第16条、軽犯罪法第1条、道路交通法第76条、河川法施行令第16条の4にそれぞれたばこの吸い殻、空き缶を含む廃棄物を捨てることを禁止しており、これに違反した者につきましては、相応の罰則として懲役や罰金等が規定されてござい

ます。

西口議員のポイ捨て条例を紀美野町で制定しても悪いことはないのではないかと  
ことでございますが、確かに悪いことはないと思っております。しかし、紀美野町には、  
このほか町のごみ捨て禁止を規定した紀美野町廃棄物処理及び清掃に関する条例も制定  
してございます。

また、先ほど御説明させていただきました幾つかの法令もある中で、今の町の状況下  
において新たに紀美野町にポイ捨ての条例を制定することが必要あるのか、また、つく  
らなければ大きな問題が生じるのかというふうなところの課題が生じてくると考えてご  
ざいます。

そういうことを考え合わせまして今後条例の制定について勉強、研究をしてみたい  
と考えてございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） まちづくり課長、西岡君。

○まちづくり課長（西岡靖倫君） 西口議員の7番目の再質問にお答えさせていた  
だきます。

まず、バンガローの状況を見まして生活感がないとか、利用状況はどういうことであ  
るかという御質問であったかと思いますが、紀美野町内で住むための空き家を改修する  
間や新築する間、空き家を探していくときにおいてこのバンガローを利用しております。  
1カ月程度ぐらいから1年程度ぐらいまで利用しているようになっております。

バンガローの利用に関しては、現在利用している人を含めてこれまで8組の方が利用  
しております。昼間は仕事とか、また、家の修理とかということで外に出しておりますの  
で、家にいない場合が意外と多いので人けがなく生活感がないように思われるのも当然  
かと思えます。

それから、10番目の再質問にお答えさせていただきます

地域おこし協力隊員が一定期間中に定住につなげていくため、または仕事や収入につ  
なげていくため隊員の生活の体制やサポートを町がどうしているのかという御質問であ  
ったかと思いますが、この制度を利用していく場合、行政の中での受け入れ体制、地域  
おこし協力隊員の配置、仕事の内容のすり合わせ、地域の主体性、地域の関係づくり、  
それから生活条件の整備、定住の見通し等ができるようにしていくことが隊員受け入れ  
のための条件と考えて進めてまいりました。

隊員においては、3年間で定住するために隊員において業務を通じてスキルを身につけたり、卒隊後の仕事や生活につながる人脈構築、能力獲得の時間が必要でございます。隊員の希望を聞き、適切な相談先を紹介することも重要と考えております。そのためのいろんな研修や先進地へも出かけていき勉強していただけるようにしております。

さらに、隊員が永住していくためには、隊員同士気軽に思いを語れる仲間や希望を実現できる環境が必要不可欠かと思っております。これは行政だけでなく、地域住民の協力なしには醸成されないと大変重要に思っております。今現在活動している隊員においても、卒隊後も引き続き紀美野町への定住に向けて働きかけをしながら進めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） 産業課長、湯上君。

○産業課長（湯上章夫君） それでは、西口議員の8番目のアシストスーツについて、町の補助金的なものはどのようなものがあるかということで、紀美野町農業経営支援事業の中に農業機械整備ということで項目がございます。ここはまず補助率は10分の1以内でございます。1農家に1機なんですけども、10万円以上の機器でお渡しさせていただいて最高補助金は10万円です。ですので100万円が最大いただける金額ということでございます。

続いて、11番目に御質問いただきました中高年の婚活につきましてです。

中高年の方々の婚活につきましては、自治体等で扱われているところは私の調べた範囲ではちょっと見当たらなかったのですが、民間等ではあります。その民間等の内容をちょっと調べさせていただきましたところ、婚活の特徴といたしましては、お見合いの色が薄く、気軽に参加できるイベント、食事会とかゴルフとかスポーツ関係とか、そういうことが多く特徴として出ておりました。

また、家族形態なんですけれども、多様化されていまして、婚活であっても入籍とかを問わずパートナーを見つけるというようなことも載っております。そういうこともありますし、また若年層では考えにくい、想定しにくいような子どもとか孫とか、相続とか多分そういうことかと思うんですけども、そういうことでも問題、課題となる事象等があるということもお聞きしております。

多様化する家族の形態につきましては、関係者、関係部局との連携を重ねていって、そのようなことも勉強したいと考えていますので、そういうことで御理解賜りたくお願

い申し上げます。

それと、12番目の特産品づくりについてお答えいたします。

コシアブラの件でございますが、特徴といたしまして、県内では標高500メートル以上の尾根のような地形に自生すると言われております。

現在、農業研究会等でも課題に取り上げていただいておりますけれども、栽培方法につきましては、現在確立されておらず、試験中であると。また発芽率が余りよくないという記載もあり、安定した栽培が行えないのではないかと、出荷量が見込めないのではないかとというようなことで、これは県のほうの森の資源の生かし方、特産林産物生産の手引きという県が発行していただいております資料の中にも載っております、現在、非常に難しいし、確立もできてないということがございますので、これにつきましても、山菜を出荷している農業の方々や先ほどの農業研究振興会、JA、県などとも勉強しながら栽培の試験なども行ったりして研究を重ねてまいりたいと思いますので、その点御理解賜りたくよろしく願いいたします。

○議長（小椋孝一君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 2点目の1の中で、河川で放置されていたごみ袋の粉碎されたものを役場が多分回収してくれたと思うんですけど、そうしたら当然役場が設置したものと類似していたら同じものである。あんな特殊なもんなんで実際に回収、214袋を設置して214袋を回収したというこういう話だったんですけども、現実問題としてあれ特殊な袋です。だから、その袋を見た時点で町のもんか町のもんでないかというのが多分理解できると思うんです。私、現物を見たときには、これあそこに置いてたやつやなと私は思ったんですけども、実際、全形を掘り起こしてみたわけでないの、けど、ある意味ああいうふうな形の特殊な入れ物が美里からこっちまでは流れてくるとは考えにくい。まず龍光寺橋の真下にあったもんなんで、普通に考えて旧龍光寺橋の橋詰めに積み上げてあったものと同じものかなと思ったんやけど、ほかから流れてくる。それも2つ重なって流れてくるとは考えにくいんやけど、その辺がどういう認識しちゃったんか。実際214袋置いて214袋を回収したということやけど、その数があっていたのかどうかもわからんし、建設課も214袋置いたと言うんやったら、214袋を確認して回収したもんやろうと思うけども、けど、ほかから流れてきたとはとても思にくいもんなんで、ああいうふうな1個が何百キロか1トンあるんか知らんけど、そういうもんが美里のほうから流れてきたもんとはほかでは理解に苦しむわけです。

だから、わしは町内の者と違うと言われりゃそれだけのことやけど、だけど拾った品物が置いてた品物ともし同じ似たような形態しているんであったら、そういう可能性は十分にある。214袋回収したと言われても、ほかからたまゆらまで紀美野町ってあるわけですけど、あの辺で工事しちゃうとは思いいくいで、ましてそういうふうなところから上で工事したというような現実を知らなくて、それがそういうふうなところから流れてきたという、確かに214袋回収したと言うんであったら、確かにそうなんやろうと思うけど、そういうふうな認識はちょっと矛盾を感じるので、その点について再度の答弁求めたいと思います。

6点目、たばこのポイ捨てということについては、廃棄物処理法の中でもごみを放つたらいかんと、現実問題としてわかっている話なんやけど、それでもたばこのポイ捨て禁止条例というのが全国の自治体で幾つもできている。というのはそれなりの理由があるからと思うんですよ。だから、普通に考えたら、町内でつくことに何ら抵抗はないような気がするんやけど、その辺がよくわからない。私の理解不足かもわからん。

ただ、全国でつくられているというのは、必要があるからつくられていると多分思うてるわけよ。だから、紀美野町では必要ないよと言われてたらそれだけのことやけど、しょせんは住民のモラルの問題やしな、本来は町内の住民とは限らないけど、どこから来ようと要は住民のモラルの問題はもちろんわかるねんで、それは当たり前の話、ごみ放つたらあかんというのは昔からわかっているわけやしな、それでもこういうふうな条例をつくるというのは、それなりの効果があるからつくるんである、こういうふう思うんですよ、私は。

だから、それについて効果のないもんは多分つくれへんと思う。つくったからといってそれが防げるかと言われてたら、それも自信のない話なんやけど、だけどつくることによって啓発活動の一環になるって、これはそういうふう思うから、やっぱりあったほうがいいんじゃないなと思うので再度の答弁を願いたいと思います。

町有財産のというあのバンガローの部分は、今までそういうふうに移住者の短期滞在型というのを、だから、確かに使ってくれてやっつろうと思うけど、それなら当然今度はまた決算にも出てこようかと思うんですけど、あそこの家賃取っちゃうような形に条例ではそうなってる。そうしたら当然今度の決算にも上がってくるということやしな、上がってきて当たり前やと思うんやけど、それが利用頻度によって1カ月分上がってくるやら、実際には半年も上がってくるかわからんけど、だけど今度の決算には多分上が

ってくるんやろうと思うてんねんけど、ただ、その中で利用頻度というのは、あの建物に対しての有効利用の対象になるぐらいの利用頻度になるのか、その点について再度の答弁を求めます。

9点目の駐車場と道路の拡幅について、今回、道路が拡幅されるという、だけど、道路拡幅は大いに結構なんよ。ただ、現実問題として道路が拡幅されてから駐車場も検討するというような話やったけど、現実問題として今現在でも駐車場というのは、利用者数から考えたときはかなり厳しい状態かなと、そういうふうに理解するんですけど、確かにあそこは限られたスペースしかないんで駐車場というても簡単にできるとも思っていないんやけど、だけど、そういうことは道路の拡幅に合わせて駐車場ということも1つの検討課題、そんな検討したからってすぐにできると思わへんし、だから、今からやっぱりそういうふうなことの心づもりをしておいて、それでないとできないと思うから、だから、そういうふうなことの前向きな取り組み方というのをもう一度答弁願いたいと思います。

10点目のまちづくり課の定住促進について、3年間というのは期間限定で長いようで短いような気がする。3年の間に仕事、ある程度生活の基盤が確立されなかったら、さて半年前や1年前になったときに、次のことをやっぱりそこで住んでられないから考えていて、もう次のどこかへ行く算段をしてしまうような気がするわけよ。だから、ある程度の見通しが立って仕事についても、ある程度の見通しが立って初めてここで定住できるかなというふうなことを考えると思うんやけど、だから、そういうふうな一定の期間内に一定の紀美野町で住めるかなという心づもりができるような下ごしらえができていて、それでないと住めない、期間は住んでいられる。だけどこれ過ぎたら絶対食べていけないというのがわかっていたら、誰も落ちついて本腰入れてというふうになんないんで、だから、ある程度具体的にひょっとしたらここでやったら食べていけるかなという見通しが立って初めて腰が落ちついてくると思うんです。

だから、もう少しある程度腰がつけられるかなというようなどこまで町の支援が必要なんかな、こういうふうにするんやけど、それでないと1年半たって同じ調子やったらみんな安心できやん、これはやっぱり紀美野町を離れてどっかで住まなあかんのかなと思うてくるけど、1年半である程度腰が落ちついてきたら、そしたらここで住んでられるなっていうふうに見通しがたって初めて定住ということが起き得るかなと思うんやけど、その辺の具体性というんですか、そんなことはどうなんでしょうね。その点につ

いて再度の答弁を求めたいと思います。

それと、12点目です。500メートル以上、農業研究会にしても、植えて生産が確立できてないという、だから、そういうふうには確立できてるものであったら特産品にはならないと思うわけよ。よそがやっていないから特産品になるんでないか。

ただ、あそこの生石山の生石高原のちょっと下側に、こっちから上がっていったら左側のスギ山か何か、あの辺も町有地って結構たくさん広がったんで一番上でなくても構わない。いけばあの山の中にそういうふうには自生しているものがあるということは、多分環境が合うてるんやと思うわけよ、コシアブラということにね。生える環境がね。だから、案外もし自生するぐらいならちょっと植林すればスギ山の中に生えるのかな、こういうふうには思うんやけど、実際は植えてみないとわからんし、そういうことが群生しているというほどでもない。何十本かは生えているけど、だから、趣味のある人らがとりにいってるぐらいなレベルやけど、だけどそういうふうには自生する環境にあるということについては、きっとそこが適しているんじゃないかと思う。

だから、生石の一番上で観光農園というのは難しくても、たとえその手前のほうに生えているところがあるんであったら、そこに適したところで少しちょっと試しにやってみるとかということは可能じゃないかな。特に今、農業研究会でも難しくて確立されていないところがおもしろいんじゃないかなと思うわけよ。

そういうふうになかなかよそで誰でもできるというもんがあったら特産品にらならんし、誰でもできるというもんがあったらありがたみも何もないわけでしょう。ところが少ないというんであったら、試しにそういうふうには何本かでも植林するなり何なりでも構わないし、そういうことがやってみれば、もしかして紀美野町の特産品になるかもわからない。そういうふうなことにそんなにお金がかからないと思うんやけど、ただ、あそこの紀美野町の町有地の中にそういうふうなことの可能地域があるんじゃないかな、こういうふうな気がするので再度の答弁。

実際問題、多分みんなどこにどんなもんが生えてあるということを知らないと思うわけでしょう。だから、そういうことも含めて自分で見てきたら、ああこういうところに生えるねんということがわかったら、ひよっとしたら町有地の中に結構広大な土地がありますから、町有地の中で試験的に植えてみるのもおもしろいんじゃないかなと思うんやけど、特産品づくりになるかもわからないし、そらならんかもわからんけど、ただ、こういうふうには確立されてないもんやよっておもしろいかなと思うわけよ。だから、そ

の点について再度の答弁求めたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） 西口議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

土のう袋についてでございますが、特殊なものなのでほかからは考えにくいということでございますが、土木工事ではよく仮設台工事として用いられるものでございます。あの現場に関しましてもほかでも土木工事は行われておりました。

それから、これは可能性の問題ですが、27年の9月から28年の7月中旬までの大雨の経緯についてでございますが、50ミリ以上の降雨に関しては4日間ございました。このうちのどれかの中で上流から流れてきたということも推測されます。また、付近の土木工事の中で発生したとも考えられますので、ただし、町としては、先ほど申し上げましたとおり、個数を確認しておるので町から発生したものではないということを御理解いただきたいと思います。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

○住民課長（増谷守哉君） 西口議員の再々質問にお答えさせていただきます。

確かに全国の市町村の幾つかは条例というのをつくってございます。議員言われるように、つくる必要があるからつくっていくんやろうということでございます。確かにいろいろ問題があってポイ捨てが多いということから、条例を制定する必要があったためにつくっているものと考えてございます。

しかし、つくられている市町村は100未満だと考えています。全国の1,400から見ますと1,300の市町村がそれを必要がないからつくってないという事実もございます。

そういうこともあるんですが、紀美野町としてもそういうふうな条例の制定が必要であるかということ一度研究してまいりたいと考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小椋孝一君） まちづくり課、西岡君。

○まちづくり課長（西岡靖倫君） 西口議員の再々質問の7番目の御質問のことで、バンガローについて、利用頻度的なこととか、建物に対して有効に利用されているかという御質問ですけれども、このバンガローの立地に関しては、すごい環境のいい

場所にありまして、自然豊かな中で、また都会の人から見た場合、すごくいい場所ということで気に入っていただいているところでもあります。

また、町にこういう建物があるということは、移住希望者等にとって大変ありがたく利用していただいております。ただ、利用頻度におきましては、1年間を最長にということにしておりますので、1年を超えている方も若干おられますけども、一年中全て詰まっているというわけではございませんので、そこら辺の利用ということは、途中で利用していきたいという人があっても先の方が利用しているという場合もありますので、そういうこともありました。そういう中で、今後も有効利用はしていきたいと考えております。

それから、10番目の地域おこし協力隊の3年間というのは長いようで短い、3年間の中で基盤が確立されなかったらどこかへ行くようになるということの御質問であったかと思っておりますけども、具体的なある程度の見通しのためにも町の支援が必要という議員のおっしゃられることに関してですが、隊員が3年後というのは確かに短いと思われま

す。1年目は、地域の人たちにどういう人であるかということを知っていただく、また顔を覚えていただくこと、または生活習慣が相当違いますので地域に溶け込んでいくという上において大変1年目は苦労されているかと思っております。それから、2年目は、地域活動、またはそれぞれのミッションをこなしていく、3年目においてそろそろ自分の将来のことも考えながらやっていくという中で、隊員同士のコミュニケーションをとりながら、または全国に散らばっている地域おこし協力隊員のネットワークの中でいろんな活動報告等をされたり、また地域でどういうふうにしていったらいいかということなども相当勉強されてくるようになりますので、それを活動という中で応援していける体制を我々はとっていったらなと考えております。

地域おこし協力隊員が永住できるように、地域の人にとってもなくてはならないような人になれるよう我々は応援していきたいと思っております。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） 産業課長、湯上君。

○産業課長（湯上章夫君） 西口議員の12番目の特産品づくり、コシアブラにつきましてお答えさせていただきます。

西口議員がおっしゃられる、誰もつくっていないので特産品になるのではないかとい

うお考えは非常にありがたい御意見でございます。先ほどから言いました農業振興研究会、JA、県などいろいろな今回のことでお話している中で、特産品としての可能性は高いということで誰しも認識しているところでございます。

ただ、栽培に関しましては、今後、研究しなければなりませんので、試験的に植えていくような試みはこの研究会の方々、また協議している方々と協力していきたいと考えております。

それと、もう1点、生石高原のほうの山頂近くでということで御意見いただいたんですけども、自然公園法で第1種特別地域であるという、大体山頂地付近の町の土地は第1種特別地域であり、手をつけることがなかなか難しいということで、ほかのところの候補地なんかも関係機関の方々と御相談しながら考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小椋孝一君） 教育次長、前田君。

○教育次長（前田勇人君） それでは、西口議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

9番目の天文台の利用者受け入れについての中で、駐車場のあり方について前向きに検討しないのかというふうなことであったかと思っております。

これにつきましては、今後も利用者の状況等を見ながら前向きに検討してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（小椋孝一君） これで西口 優君の一般質問を終わります。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午後 2時13分）

---

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時27分）

○議長（小椋孝一君） 続いて、5番、田代哲郎君。

（5番 田代哲郎君 登壇）

○5番（田代哲郎君） 質問の1点目は、人権教育事業のさらなる充実について質問いたします。

去る7月26日未明、神奈川県相模原市の知的障害者施設で元職員により入所者19人が殺害され、27人が重軽傷を負った事件は、深い悲しみと憤りを広げました。

多くの命を奪った戦後最悪の残忍性に加え、容疑者は事件前から障害者なんていくなればいいという趣旨の言動を重ねていたとされます。

障害者の命と尊厳、存在をあからさまに否定する考えを絶対に認めることはできません。障害者を不用とみなし、抹殺を正当化する主張は、第二次世界大戦前ヒトラー政権下のドイツで障害者を生きるに値しないと計画的に虐殺したナチスの優生思想と相通じるものです。

1939年9月、ヒトラーは、治癒の見込みのない患者を安楽死させる極秘命令書にサインし、障害者や病人20万人以上が殺害されました。それはホロコーストのリハーサルだったと言われます。働けるか戦えるか、それが彼らの価値基準でした。今の社会にある経済的な力や効果だけを評価する風潮につながっていないとは言えません。

我が国10何万の精神病患者は、実にこの病を受けたる不幸のほかに、この国に生まれたる不幸を重ねるものと言うべしとは、今から98年前、東京帝国大学精神科の呉秀三教授が、座敷牢に閉じ込められた精神障害者の実情をつぶさに調査し、その悲惨な状況を克明に記録した著書に残した言葉です。

当時は、精神病患者看護法という法律により、精神障害者は座敷牢に監禁することを義務づけていました。この私宅監置という制度は、日本の精神医療のあしき原形と言われます。

戦後、法律が精神衛生法になっても、精神障害者を社会から隔離するという風潮が長く続きました。閉鎖病棟への入院に本人、家族の同意を必要としない措置入院制度が対応された時代もあります。精神衛生法から精神保健法へ、そして精神保健福祉法へ、精神病患者から精神障害者へ、居場所が病院から地域へと移っても行きづらさは残っています。

また、なかなか見えにくいものに性同一性障害などLGBTへの偏見や差別があります。昨年11月6日の我が党機関紙「赤旗」は、全国で初めて自治体として同性カップルを公認する制度が東京都渋谷区と世田谷区で始まったニュースを伝えました。一方、同じ赤旗の9月1日付国際欄には、インドネシアの憲法裁判所で同性愛を非合法化する刑法改定の請願が審議中であることを報じました。ことしに入り閣僚から性的マイノリティーを敵視する発言が続出しているという特派員の報告も載っています。

日本でも東京都練馬区の区議は、本会議で同性カップルをパートナーと公認する渋谷区の条例に対し、男らしさや女らしさ、男女による結婚を尊重し、祝福する日本社会の価値観を否定すると発言、同性カップルからは子どもは生まれない、婚姻は次の世代を産み育てることと述べました。

内閣府の自殺総合対策大綱では、LGBTの自殺年齢の割合が高いことなどについて、無理解や偏見などがその背景にあると指摘しています。性同一性障害などLGBTは、人口の約5.2%とされます。その存在はほとんど認識されておらず、心ない言動に傷つき孤立感を抱くことが多いと言われます。

動物の社会は弱肉強食ですが、人間には人権や尊厳を学びながら優生思想を克服するという努力を積み重ねてきました。今回の事件は、まさにそうした努力の必要性を強く示唆していると言えます。

障害のある人もない人も相互に人格と個性、多様な生き方を認めて支え合い、学び合う社会の実現こそが現代社会を形成する土台であることは明らかであり、障害者であれ健常者であれいなくなったほうがよい人はいないはずで、このことは政治や行政がしっかりと発信していかなければならず、生命と人間の尊厳を守ることは政治と行政の最も根本的な責務だと思います。

障害を持つ人も持たない人も地域の中で生きる社会こそ当たり前前の社会という、ノーマライゼーションの理念に基づく人権教育事業のなお一層の充実に取り組む考えがないかをお伺いいたします。

質問の2点目は、公教育無償化の取り組みについてです。

貧困と格差をただし子育て世代の暮らしを応援する取り組みについて、提案を行い、教育委員会の見解を伺います。

子どもの貧困が深刻になる中、紀美野町ではまだ実施されていませんが、温かい夕食を提供する子ども食堂の取り組みが和歌山市などでは始まっています。子どもの貧困が社会問題となっていますが、ひとり親家庭、親自身の病気や障害、経済的な困窮、長時間労働と仕事も子育てもぎりぎりの状態で頑張っている親子など子どもたちの育つ環境が本当に厳しくなっていますが、そんな家庭の子どもたちに食卓を囲む楽しさを学ぶ喜びを伝え、安心できる居場所をつくりたいと紀の国こどもNPOが子どもの生活支援ネットワークこ・はうすを和歌山市内にある一軒家を借りて運営しています。そうした取り組みが町内でも始まればと思います。

そして、どの子にも温かい食事を保障しているのが学校給食です。その無料化は、義務教育は無償という憲法の原則からも、子どもの健やかな成長を保障するためにも子供の貧困予防対策としても大きな意義を持つものです。

2014年、平成26年9月の定例議会で学校給食費の無償化について質問しましたが、学校給食費の無料化は子育て世代にとって大変うれしい支援と思うが、紀美野町の財政状況では大変厳しいし、給食費については食材費を保護者から徴収しており、単純計算では児童生徒511人で年間2,800万円程度の費用が必要となり、町負担となると大変厳しいものであるという趣旨の答弁でした。

給食費など義務教育で保護者が自己負担する費用を市町村が補助する動きが広がっています。約4年前の調査では、給食費の補助制度がある自治体は全国で122にのぼり、修学旅行費や授業で使う補助教材費まで全額肩代わりして義務教育費の完全無償化をうたう事例もあります。

6月議会でも述べたとおり、紀美野町の子育て支援策は、近隣の市町村と比較しても充実しています。しかし、保護者の負担をなお一層軽減するために、とりあえず第3子からの給食費を無料にする考えがないかお伺いします。

3点目は、児童生徒の生活習慣病健診についてです。

近年、社会環境、食生活を含む生活様式の変化から欧米の都市型生活が普及し、食生活、運動習慣、生活リズム、ストレスなどの問題がふえ生活習慣病が若年層まで移行してきていると言われます。

子供の生活習慣病は、成人の病気とされていた高血圧症、高脂血症、動脈硬化症などで動物性脂肪の取り過ぎなどの偏った食事、運動不足、ストレスなどが原因とされています。

和歌山県の2015年度、平成27年度の学校保健統計調査での肥満傾向児の出現率は、男子では10歳から12歳、15歳の各年齢ごとに10%を超えており、15歳では11.9%と最も高くなっています。また、7歳、10歳、12歳、14歳、15歳の各年齢の全国値を上回っています。全国平均での肥満傾向児の出現率は、男子・女子ともに1977年度、昭和52年度以降肥満傾向児の出現率は増加傾向でしたが、2003年度、平成15年度あたりから減少傾向にはなっています。しかしながら、子どもの肥満化は生活習慣病につながるという観点からの対策は望まれます。

現在、紀美野町内2保育所の年長児及び保護者を対象とした健康や自分の体に関心を

持たせ、生活習慣病や寝たきを早期学習によって予防するための6ちゃんクラブが実施されています。

また、海南市医師会主催で1985年、昭和60年から50%以上の高度肥満児と肥満度20%以上の小学校4年生児童を対象とした肥満児健診事業が実施されています。予防の効果をさらに高めるため、小中学校それぞれ特定の学年全員を対象とした児童生徒の生活習慣病健診を実施する考えがないかお伺いします。

以上です。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 教育次長、前田君。

(教育次長 前田勇人君 登壇)

○教育次長(前田勇人君) それでは、まず1点目の人権教育事業のさらなる充実についてお答えをさせていただきます。

紀美野町人権施策基本方針に基づき、人権が尊重される町を目指した取り組みを推進しています。毎年テーマを決め啓発事業を実施しており、昨年度は人権委員会事業は、障害者差別解消法の制定に伴い、障害者と人権をテーマとして事業を実施いたしました。

学校においては、平和教育を通じた人権学習、ネットモラルを通じて考える人権、認知症の正しい理解と適切な対応、みんな大切人権感覚を育てよう等さまざまな講演を保護者や子供、また地域の方々と一緒に聞いたり、その内容を話し合ったりしました。

また、一般住民向けには、町民大学、町PTA連合会、海草地方人権尊重の社会づくり推進連絡協議会などの協力を得て、中央公民館、文化センター、福祉センターで講演会を行いました。

今後も人権教育の推進のため、町人権委員会、人権擁護委員会、きみのネットワーク委員会等と密接な連携を図りながら、人権教育・人権啓発・人権相談事業など町が実施する施策全般にわたり人権尊重の視点に立ち、関係機関と情報の共有をしながら、さらなる人権意識の高揚に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の公教育無償化の取り組みについてお答えをさせていただきます。

現在、町内小中学校に通う児童生徒は460名で、そのうちおよそ7%に当たる30名の児童生徒が第3子または第4子であります。

給食費は小学校1食当たり250円、中学校は300円程度であり、児童生徒1人当

たり年間5万円程度の給食費が保護者の負担となっています。これは多くの子どもを持つ保護者にとっては決して少なくない負担であると推察いたします。

第3子からの給食費を無料にする場合、さきの人数から単純に計算すると年間およそ200万円弱の予算が必要となってまいります。また、全児童生徒を無料にした場合、およそ2,500万円の予算が必要となると見込まれます。

議員御提案の子育て支援対策として、第3子からの補助施策という意見は子育て世代にとって大変うれしい支援とは思いますが、しかし、学校給食法において保護者の負担の原則が定められています。第3子以降に限定した場合にも、無償化への影響額は町財政への負担にもなりかねないことから御提案の無償化は難しいものと考えます。

なお、要保護及び準要保護児童生徒に対しては、義務教育を受けるために必要な助成として給食費も含んだ援助を行っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目の児童生徒の生活習慣病健診についてお答えをさせていただきます。

議員の言われるとおり、肥満化は生活習慣病につながるという観点から、海南医師会による児童生徒夏休み前健康セミナーが開催されています。この取り組みは、生活習慣病の発端となる症状として肥満に着目し、できるだけ早期に生活習慣病に至る芽を摘み取ろうというものであります。

このセミナーでは、身体計測、血圧測定、血液検査の検査を行うだけでなく、あわせて栄養相談及び講演も行い、保護者及び本人の生活習慣病に対する意識改善を目指した生活習慣病予防のための取り組みとなっています。

学校における身体測定で50%以上及び小学4年生については20%以上の児童生徒に対しセミナーへの参加を呼びかけ、できるだけ健診を受けてもらい、あわせて栄養相談や講演を行い、生活習慣改善を啓発しています。

この取り組みに加え、生活習慣病に対しては、学童期からの生活習慣改善による予防が大切であり、日ごろから各学校において保健体育の時間の指導や、健康指導、町内小学校に栄養士及び栄養教諭を配置し、食育指導にも力を入れています。総合的な学習の時間に野菜ソムリエを講師として招聘し食育を行っている学校もあります。

このようなことから、現時点において児童生徒の生活習慣病健診の実施は考えておりませんので御理解を賜りたいと存じます。

以上、簡単でございますが、答弁とさせていただきます。

(教育次長 前田勇人君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） 人権教育事業のさらなる充実については、私自身はこうしたらいいといういわゆる提案をできるほど教育的に専門的な知識は持っていません。ですから、今のリオデジャネイロでパラリンピックが開かれて非常に脚光を浴びていますが、でもなおかつ障害者に対する偏見や差別というのは社会的に非常に根強いものがあるというふうに思われます。ですから、やっぱり知恵を集め力を集めて精いっぱいこういうことに取り組んでいただきたいと思います。

2点目の公教育無償化の取り組みですが、第3子からということであれば200万円の財源があればできると。しかし、学校給食法の縛りがあるのでという学校の給食費は保護者から徴収しなければならないということになっているということです。

去年の国民生活基礎調査というのが先般発表されまして、そこで生活意識が苦しいという世帯は、平成26年度は62.4%で、それよりもちょっと減って60.3%となっているのは、やはり6割の世帯に達して生活が苦しいという、各種世帯の生活意識を見ると、苦しいという割合は、高齢者世帯が58%に対して児童のいる世帯は63.5%となっています。依然として児童のいる世帯の生活意識が苦しいということで全体の平均より高いと。だから、仕事の環境とかもあるんですが、やっぱり子育てにはお金がかかるという今の状況があると思います。

紀美野町まち・ひと・しごと創生総合戦略ということで先ほどの一般質問の中でも再三取り上げられたんですが、基本的な方向として、和歌山で一番子育てしやすい町を目指しますということになっています。

紀美野町の人口ビジョンを見てみますと、紀美野町の2008年から2012年の期間における女性が妊娠可能な期間に通常の出産で子どもを産むとして、生涯の間に産む子どもの数をあらわした合計特殊出生率というのがあるんですけど、これが1.25となっています。

これは県内に30市町村あるんですけど、人口ビジョンに載せてありますので御存じでしょうと思うんですけど、一番低いんです。しかも海南市と並んで、これがちょっと不思議なんですけど、先月、海南市でそういう海南市長も出席してまちおこしの勉強会があって、そこでも私質問したんですが、紀美野町が低いというのはわかるけども、海南市で何でこれだけ低いんですかと言うと、はっきりした答えは出ませんでした。

それから、15歳から49歳の女性人口も1980年の3,395人から2012年

の1,262人ということで減少傾向が続いています。これは人口ビジョンには載っていない数値なんですけど、20歳から34歳の男女の未婚率、結婚してない率、結婚適齢期の人が結婚しない率というのは70%以上、だから、100人の結婚適齢期の男女がおったら、そのうちの70%は結婚してないということになります。これは県下で言うたら、高野町、九度山町に続く県下第3番目の高さです。これは人口ビジョンにも載っていません。

若い人たちの働く環境の悪化が少子化を深刻にしていると思われるので、もちろん既に実施している子どもの医療費助成というのが高校までとかというのは、経済的に助かるとともに何よりも気軽に病気しても気がねなしに医療機関へ行けるという安心感があります。しかし、もちろんこの町には小児科がないわけですから、そういう問題もあると思います。

学校給食法に基づいて徴収せなあかんということになっているのは難しいなということですけど、実際に全国の市町村で子どもの給食費を無料にしているところはあります。給食費を完全に無料にしているのは高野町もそうですし、だから、法律の縛りがあるからできないということではないと思いますので、現在の子育て支援に加えてぜひとも全部いったら何千万要ると言うから、200万円程度でしたら、子どもをふやすために人口ビジョンの上からも第3子からでも無料化に踏み切れば大変子育て世帯は助かると思いますので、200万円ぐらいの原資であれば何とかかならないのか、その点考え直していただけないか質問いたします。

海南市医師会が取り組んでいる子どものいわゆる児童生徒の生活習慣病予防、特に管内それぞれの教育委員会との連携もきちっとしてすばらしい前向きな取り組みをしていると思います。

紀美野町の児童生徒の肥満傾向が県下の市町村と比較してどうなのか、データがないので、保健福祉課にあるのかどうかわかりませんが、多分ないと思います。

ただ、医師会が対象にしているのは、50%以上の肥満率ということと、それから就学前の20%以上ですか、何かで基本的には50%以上ということで、先月こういう取り組みをしている香川県宇多津町という人口1万8,000人にて聞いた話ですが、肥満でないから健康とは言えない場合が結構あると。例えば肥満でなくても血糖値はヘモグロビンa1cが高かったりという検査しても出てくるし、食生活の反映だろうという話です。和歌山県はそんなことないんですけど、香川県は糖尿病の患者さんが非常に多

いそうです、比率で。それは子どもだけじゃなく、うどんばかり食べているからかなと言うてました。しかし、ここは向こうほど便利ではない。スーパーがたくさんあって、どこへ行ってもコンビニがあってということで、ここもコンビニはあるんですが、できあいの惣菜で間に合わせるとか、若い人はハンバーグなどファーストフードに頼るといふこともあるそうです。

脂質異常がある子どもも結構あるということで、20年や30年放置すれば脳梗塞や心筋梗塞になる可能性というのがあるし、成長期なのに貧血になる子どもたちもいるという話でした。隠れ肥満とか脂肪肝になっている例もあると聞くので、だから、大人になって生活習慣病の予防ですよといろいろやっても、それはやっぱり子どものうちから生活習慣病を予防しようと思えば、大人的生活習慣病を予防しようと思えば、子どものころから生活習慣を整えておく必要があると思います。

将来、年にとってそんな病気になって結局医療費が上がるということになるんだったら、もう小さいころから厳格に生活習慣病予防をする習慣を整えていったほうが良いと思います。

健康セミナーとかいろいろやっているんで、野菜のソムリエもやっているし、いろんなことをやっているというのはわかります。何もやってないんじゃないかと非常にそういうことは熱心にやっておられることもわかるんですけど、やっぱり自分の健康状態を把握することにより、子供たちや保護者がより健康的な生活を送れるようにそういう事業を実施する考えはないんでしょうかという、そういう意味でぜひ実施してほしいと思います。考えを聞かせてください。

○議長（小椋孝一君） 教育次長、前田君。

○教育次長（前田勇人君） 田代議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の人権教育のさらなる充実についてということでございますが、今後さらに人権意識の高揚に取り組んでまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと存じます。

続きまして、2点目の公教育費無償化の取り組みについてということです。その中で無償にならないのかという法的根拠もあるが第3子から無償にできないかということであったかと思えます。

このことにつきましては、子育て支援対策は町の重要な施策であります。他の施策とのバランス等を考慮しながら進めてまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと

存じます。

続きまして、3点目の児童生徒の生活習慣病についてでございますが、これにつきましても生活習慣病健診となりますと、大人の場合、特定健診ということで1人当たり大体1万円程度が必要になると聞いております。そうする中、児童生徒においても同額程度は必要になるのではないかと考えられますので、費用面において大きな町の負担ともなりかねますので、その点御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（小椋孝一君） 5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） さっき言ったこども食堂、実は私ごとで恐縮ですが、和歌山市に残している私の家が空き家になっているので、こういうことに使わせてくれということであったんで無償で、非常にそういうことに、もう取り壊そうかと思っていたんですけど、こういうことに使ってくれてありがたいと。非常に楽しそうに子どもたちがここで御飯食べてる新聞に載った写真です。毎日新聞で紹介されていました。

他の施策とのバランスで公教育無償化の取り組みというのは、非常に200万円のことであるけども、やりにくいと。すぐに出てくるのは他の施策とのバランスという理由が出てくるんですけど、この質問の初めのところで述べさせていただいたんですけど、給食費など義務教育段階での保護者の自己負担を市町村が補助する動きというのは全国的に広がっているんです。

1つは、御存じのように経済格差が広がって、その中で教育の機会均等を図るということと、それから、子育ての世代を町へ呼び込もうという狙いもあります。

兵庫県の相生市というのは非常に大きな市ですが、この自治体は、その施策で移住者がふえるというか、いわゆるIターンがふえていくという一定の成果を上げております。ここだけは前に行ったとき、そういうふうにはふえてきますという、3年ほどかかったという話ですが、そういう支援をしている中の1つで、京都府の伊根町というところへ個人的に行ってきました。御存じだと思いますけど、船の格納庫が居室の下にあるという、いわゆる舟屋という海の小京都と言われる景観で有名な人口が2,250人という非常に小さい町です。別に舟屋に行ったんじゃないで、そういうことをやっているというんで行きました。

地元の漁協や農家から直接仕入れた食材を使って学校給食はやるということで、地元へもお金還元するというので、ただ、ここは全額学校給食無料なんです。徴収してい

ないということで。去年から義務教育費の無償化というのを始めて、年間約700万円を投じて、生徒数というのは100人ぐらいしかないんで、100人の給食費や、それから修学旅行費、それから教材費を全て無料にしています。これは子育て世帯にしたら大変ありがたいことだろうと思います。だから、保護者の自己負担というのは、制服とかランドセルとか筆記用具などの購入費に限られるということです。

町民の皆さんは、漁業はあるとこですから進んでるんですけど、農業なんか見ても余り進んでるとは思いません。見てたら休耕田も非常に多いみたいに見えたり、ただ、舟屋のある周りは非常ににぎやかですけども、観光客も多いんですけど、そういうんで特に大きな産業がないということで町はへき地だから負担軽減が必要だという考えだそうです。何という産業はないんで一番の資源である子どもたちをしっかりと育て上げることが大切だという考え方に基づいてのことだそうです。

ほかの施策とのバランスということもあると思いますが、とりあえずは和歌山で一番子育てがしやすい町を目指しているんで、予算の費用からいうても第3子からの無料化ということであれば、そんなに大きな負担はかからないと思いますので、実施する考えがないかももう一度お答えください。

児童生徒の生活習慣病予防健診についても、香川県のさっき言いました宇多津町の生活習慣病対策事業というのをやっていますので、そこへ行ってきました。香川大学医学部の附属病院小児科を受診する子どもの血液検査の結果が大変悪いということで、それが引き金になって隣の三木町ということで学校医が児童生徒の血圧検査をする取り組みを始めたそうです。香川短期大学の学長も町と連携として宇多津町でも取り組んだというのが始まりだそうです。

健診の対象者は小学校4年生と中学校1年生で、本人と保護者の同意の上で主に一番大きい健診は採血を行います。子どもは大変なんでベットで寝かせて採血するそうです。検査項目として、肝機能検査としてGOT・GPT、酒飲んだら上がってくるというガンマーGTPも入っていました。脂質の検査は、総コレステロールと、それから善玉コレステロール・悪玉コレステロールと中性脂肪をやるそうです。もちろん糖尿病では、ヘモグロビンa1cというのは皆さん御存じだと思います。あわせて一般献血といひまして、赤血球、白血球、ヘモグロビン、それからヘマトクリットといひて血漿と血球の比率をはかるそうです。第1次検査で陽性検査者は第2次検査で精査し、個別指導が必要な児童は、懇談時に保護者と生活習慣の改善を話し合っ、生活習慣病の発症が懸念

される幼稚園児とか小中学生とその保護者を対象として町独自で、6ちゃんクラブみたいなもんやと思うんですけど、元気っ子クラブと称して生活指導とか運動指導、調理実習などを実施していると、これはこの町と似たようなことをやっています。フラフープとか新聞紙を使った運動、フープというのはずっと昔の話ですけど、リズムダンス、野菜中心のおやつづくり、野菜のサンドイッチづくりなどの実習をしているそうです。

学識経験者の意見では、宇多津町は以前から食べるという健康に関する取り組みを実施しているが、これはほかの自治体のモデルにもなるようなものなのでファイルとしてまとめてほかの自治体がやろうとしたときには応用できるようにしてほしいというコメントがついていました。やりたいよって、教えてよと言うたらすぐ教えてくれるようになっていそうそうです。

ここまでやるというのは簡単なことではないと思うんですが、まして1万8,000といたら紀美野町よりも倍ぐらいの人口ですから、学校現場や医師会、保護者の皆さんともよく相談して一遍そういうことをやれるのかどうか検討するのも1つじゃないかと思えます。

この町がそんなに生活習慣病の人が多いかどうかというのはよくわからないんですけども、子どものころから予防しておけば大人になってもなることはないので医療費抑制にもなるんじゃないかというふうに思いますので、検討する考えがないのかどうかお伺いします。

○議長（小椋孝一君）                      しばらく休憩します。

休 憩

（午後 3時13分）

---

再 開

○議長（小椋孝一君）                      休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時13分）

○議長（小椋孝一君）                      教育長、橋戸君。

○教育長（橋戸常年君）                      田代議員の再々質問ですけども、給食費の第3子以降の無償化ということですけども、県内にも先ほど高野町の話が出ましたですけども、ほかの自治体においても第3子以降無料にしているところが最近出てきたように聞いております。そういった状況も踏まえましてちょっと研究させていただきたいと思っております。

すので、御理解をいただきたいと思います。

それから、生活習慣病健診のことでございますけども、現在、先ほどから議員も御指摘のように、海南の医師会のほうでかつては肥満児健診と呼んでおったんですけども、それでは子どもたちが参加しにくいというんですか、そういう状況もありまして、現在、夏休みになってすぐぐらいというか、その前に夏休み前検討セミナーということで保護者と一緒に海南のほうで健診を受けて、講義を受けるであるとか、食生活のことについて保護者と一緒に話を聞いてもらうであるとか、そういったことをやっておるんですけども、若干いろんな中体連等の大会もあったりとか、いろんなことで50%肥満度数というんですか、それが50%以上の生徒とか、あるいは4年生については20%以上ということで行ってもらうように学校のほうから案内をするんですけども、なかなか参加率がだんだん下がってきているような状況もありまして、ただ、お母さんのほうも、例えば何日間かの食事のメニューであるとか、何日の夕食にはどんなもん食べましたというような記録というんか、そういったこともあったりしてなかなかうまくいってない状況もあるんですけども、しかし、医師会が熱心にやっていただいて学校のほうでも積極的に参加してもらうようにはしております。

そういった中で生活習慣病につながるようなところがちょっとでも改善できればなど思っておりますので、現在のところうちでは生活習慣病の健診という形での受診というんですか、実施は今はちょっと考えておりませんので、御理解いただきたいと思いません。

○議長（小椋孝一君）                      これで田代哲郎君の一般質問を終わります。

続いて、4番、町田富枝子君。

（4番 町田富枝子君 登壇）

○4番（町田富枝子君）                      では、私のほうから3点にわたって質問をさせていただきます。

まず第1点目ですが、被災者支援システムについてでございます。

2011年3月に起きた東日本大震災や本年4月に発生した熊本地震、そして、つい最近の岩手や北海道を襲った台風10号による豪雨災害など全国各地で大規模な災害が相次いでいます。災害は望みませんが、いつ起こるとも限りません。こうした災害に対していつ起きても迅速に対応できる備えはしておかなければならないと考えます。

被災者支援システムは、阪神・淡路大震災時に西宮市役所情報システム担当職員の方

が震災直後の混乱の中、構築運用されたもので、紀美野町も2013年にこの被災者支援システムを導入していただきました。被災者支援システムは、住民基本台帳、家屋台帳、災害時要援護者台帳等が連動して始めて運用が可能になります。紀美野町は、この被災者支援システムをいつでも稼働できる状況にあるかどうかをお伺いいたします。

2点目ですが、新生児の聴覚検査についてです。

生まれつき聴覚に障害のある先天性難聴は、1,000人に1人から2人の割合でいるとされています。早目に補聴器をつけたり、適切な指導を受けたりすることで言語発達の面で効果が得られると言います。逆に発見がおくれると言葉の発達も遅くなり、コミュニケーションに支障を来す可能性もあります。

新生児聴覚検査は、専用の機器を用いて寝ている赤ちゃんの耳に音を流し、脳波や返ってくる音によって聴力を調べます。検査は生後3日以内に行う初回検査と、その際に要再検査とされた赤ちゃんを対象に生後1週間以内に実施する確認検査があります。この検査は2012年度から母子手帳に結果を記載する欄が設けられるなど、国も積極的に推奨しています。

また、これらの検査にかかる自己負担額は、医療機関によってことなりますが、1回当たり5,000円程度と聞いています。この検査費用は地方交付税による財源措置の対象となっていますが、初回検査を公費で負担する自治体は、14年度現在で全国1,741市区町村のうち109市町村で1割にも満たない結果となっています。

厚生労働省は、ことし3月、全自治体に公費助成の導入など受診を促す対応を求める通知を出したと聞いていますが、それを受けて紀美野町でも新生児聴覚検査にかかる費用を公費で負担してはどうかお伺いいたします。

続いて、3点目ですが、ポイ捨てなどのごみ対策についてでございます。

先日、生石山のふもとの住民の方より相談を受けました。生石山に大勢の方が観光に来てくれるのは喜ばしいことであるけれども、弁当の空やビールの空き缶、ペットボトル等が道や草むらに捨てられていると言います。生石山保存会の方にお聞きしますと、生石山の山開きの数日前にはみんなでごみ拾いをし、きれいにしてお客さんを迎えているとのことでした。

今後、県道が完成して観光バスが頂上に行くようになれば、さらにお客さんがふえると思われませんが、町はこのごみ対策にどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。以上です。

(4番 町田富枝子君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長 (細峪康則君) 町田議員の1つ目の質問、被災者支援システムの活用についてお答えをいたします。

議員仰せのとおり、被災者支援システムは、阪神・淡路大震災後、西宮市が開発したシステムでありまして、システムの機能につきましては、罹災証明等の発行、被災者の体調管理、緊急物資管理が主な機能となっているところでございます。

また、住民基本台帳のデータを使用しておりますので、避難者情報の名簿管理を簡単に行うことができることから大変有能なシステムであると考えております。

当町では、合併以降、本システムを使用しなければならないような大規模な災害は発生しておりませんが、今後多くの住民の皆さんが被災し、避難しなければならないような規模の災害が発生した場合は、現状のパソコンソフトで対応することが困難となり、被災者支援システムを活用することになるかと考えております。

そのことから、当町では、平成25年度に電算室にサーバーを設置、端末を総務課に設置することで常に操作できる状況にはしてございます。また、災害発生時には、すぐに他の課でも操作できる環境は整っておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 保健福祉課長 湯上君。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇)

○保健福祉課長 (湯上ひとみ君) 町田議員の2つ目の御質問の新生児の聴覚検査についてお答えいたします。

聴覚の障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るために新生児聴覚検査を実施することが重要であるとされています。

御質問の①町がこの聴覚検査の結果を把握しているかについてでございます。

本町の平成27年度の把握状況でございますが、出生届の際に母子手帳のコピーにより把握するとともに、保健師による赤ちゃん全員の訪問の際に加え、乳児健診の際にも母子健康手帳の聴覚検査の有無の確認によりその実施状況を確認しているところでございます。

なお、聴覚検査の結果につきましては、記載のない場合もありお母さんへの聞き取りを行っていますが、結果のはっきりしない場合も見受けられました。

本町の転出を除く27名の出生児の新生児聴覚検査の実施率は88.9%でした。また、結果を把握できている19名のうち要再検が1名でしたが、確認検査を実施したところ異常なしということでした。

次に、御質問の②新生児聴覚検査にかかる費用を公費で負担する考えはないかについてでございます。

平成26年度の全国検査結果の把握状況によりますと、1,741市町村のうち新生児聴覚検査の初回検査についての公費負担を実施しているのは6.3%でした。

和歌山県内では公費負担を実施している市町村は現在ありませんが、事業の必要性の大きさ等を考え、公的支援により聴覚検査の受診率の向上につながるよう今後前向きに検討してまいりたいと考えております。

なお、赤ちゃん全員の訪問や健診の際には、新生児聴覚検査の受診状況や受診結果を確認し、適切な指導助言に努めるとともに、たとえ聴覚検査の結果は異常なしでも乳児期以降に難聴があらわれる場合もあるため、乳児期の耳の聞こえや言葉の発達を注意深く観察してもらえよう助言を行っていくよう考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 住民課長、増谷君。

(住民課長 増谷守哉君 登壇)

○住民課長 (増谷守哉君) それでは、町田議員の3番目の質問、ポイ捨てなどのごみ対策について御答弁をさせていただきます。

ごみを捨てることは、たとえ少量であっても不法投棄と同じ行為であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や軽犯罪法、道路交通法、河川法施行令などの各種法等で禁止され、罰せられる行為でございます。

しかし、車上などからの小さいなごみのポイ捨てなどにつきましては、特殊な場合を除きこれら法で罰せられることは少なく、実質的には個人のモラルやマナーに任されています。

御質問での生石山周辺においては、生石山へ向かう町道や県道の沿線で、特に民家がなく、山林等で人目につきにくい場所へのごみの投棄されているのが多く見られていま

す。

このため、この対策の一環として、町広報やホームページにおいて、ごみポイ捨て抑止につながるごみの適正処理の啓発を行ってございますが、町外から来られる観光客等への啓発にはつながっていないこと、また、その方々によるお弁当殻や空き缶等のごみが大半を占めているものと考えられることから、町としてもその対応に苦慮しているところでございます。

この対策として、まず1つ目につきましては、ごみが集中して捨てられる箇所に車からも目視できるポイ捨て抑止のための警告看板を設置してございます。

2つ目として、またその場所をごみを捨てにくい環境とするために、捨てられたごみを業者委託により全面回収し、きれいにする作業を年に一度実施してございます。

3つ目に、住民からの不法投棄に関する通報等に関しましては、警察、保健所と連携しながら投棄した者の発見、また発見後さらに投棄しないように指導を行っているところでございます。

4つ目に、これはことしから試験的に取り組んでいる事業でございますが、和歌山県の協力のもと、監視カメラの設置により不法投棄の防止と啓発を強化する取り組みを行ってございます。成果は非常にいいことから、今後こういった取り組みを多く実施できるよう検討してまいりたいと考えているところでございます。

今後においても、以上のような各種の啓発や対策を総合的に行っていくことでごみのポイ捨て等を減少させ、町の美化に努めてまいりたいと考えてございますので、御理解を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 4番、町田富枝子君。

○4番（町田富枝子君） 1点目の被災者支援システムでございますが、大規模災害があったときには稼働できるということでしたので安心をしております。ところがこの被災者支援システムは、導入と同時に運用稼働できる状態にするには、職員研修等でシステムの必要性を周知し訓練することが重要であると言われております。

さきの熊本地震においても、被災者支援システムをインストールしているだけで実際に稼働されていなく、罹災証明の発行に相当時間がかかったと言われております。大半の自治体は、激甚災害の経験がなく、発災時には大変な困難をきわめると考えられること

から、ふだんの研修や訓練は大変重要であると思います。

J L I S、これは地方公共団体情報システム機構というんですが、ここでは被災者支援システムの説明会への講師派遣をされていて、被災者支援システム全国サポートセンターの吉田 稔センター長に職員研修の講師を依頼できると聞いています。この経費はJ L I Sが負担してくれて全て無償とのこと。ですから、この際、紀美野町でもこのJ L I Sの講師派遣をお願いして全職員を対象とした被災者支援システムの研修をしてはどうでしょうかお伺いいたします。

もう1点、また奈良県平群町は、この被災者支援システムの稼働当初から最新の住民基本台帳のデータと連動して毎日午後9時に自動更新される仕組みをつくっています。ほかに地理情報システムの導入を初め、担当課の壁を越えて家屋データ、要援護者データの連携強化をし、毎年1回、全職員の研修をしているとのこと。

被災者支援システム全国サポートセンターの吉田 稔センター長は、平群町はいつ災害が起きても運用できる体制になっており、住民基本データを連結し、毎日更新する仕組みをつくっているのは全国で平群町だけであると評価しています。

南海トラフ大地震が懸念される中、平群町などの先進事例を研究して町民を守るための備えをするべきであると考えますが、いかがでしょうかお伺いいたします。

それから、2点目の新生児の聴覚検査については、検査の公費負担については前向きに検討すると言われていることから前向きな検討を願います。

それから、3点目のポイ捨てなどのごみ対策についてでございますが、缶やペットボトルなどのポイ捨てが生石山に限ったことではなく、先ほども他の議員からもありましたように、道沿いや草むらには多量のごみが投げ捨てられています。私も以前、住民課をお願いをして立て看板を設置していただきましたが、一向に効き目がありません。これは捨てる側のマナーの問題であることは間違いのないのですが、これといった特効薬があるわけではありません。

先ほど対策として町のほうでも4点いろいろ考えてくださっておりますが、私は子どもたちに環境を守る啓発ポスターなどを考えてもらって、それを立て看板にするなどしてはどうかと考えています。子どもたちが環境問題を考えることでその子たちが大人になったときは決してポイ捨てなどしないと思うからです。子どもたちによる環境を守る啓発ポスターでごみ問題を考えるはどうでしょうかお伺いいたします。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） それでは、町田議員の再質問についてお答えをいたします。

被災者支援システムの操作訓練についての御質問であったかと思えます。大変情報をいただきましてありがとうございます。

総務課におきまして年1回は操作訓練を実施していた次第なのですが、当然、災害が起こったときはいろんな関係課と連携をして訓練をしておく必要がございますので、システムを操作するため職員向けの研修を実施していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

○住民課長（増谷守哉君） 町田議員の再質問にお答えさせていただきたいと思えます。

子どもたちが環境のルールやマナーを守ることの大切さを理解して社会人として思いやりのある気持ちを持った大人に育っていくことが安全・安心なまちづくりにつながっていくものと考えてございます。

そのため、学校教育にとどまらず、家庭での教えや地域での清掃イベントなどの取り組みを通じて子どもたちをきちんと育てていくことが大変重要なことと考えているところでございます。

町のほうでも、がたろ大作戦、これは河川の清掃になるんですが、もう1つ、美里河川一斉清掃などのイベントを開催しておりますが、この中においても小学生・高校生の参加をいただいております。紀州路クリーン大作戦ということで町内の任意の町道の清掃作業もしていただいております。

小学生等が自分がごみを拾おうということは、自分がごみを放るということの罪悪感というんですか、そういうやっぱりマナー育成に大変つながってくるものだと思います。

それと、大人の方が拾っている姿を見るということも大切なことであろうということ町で町のほうも、これは任意の団体が実施していることなんですが、そういうことで町のほうも協賛ということで子どものマナー育成に努めてまいりたいと考えているところでございます。

小学校のほうでも、小学校4年生の社会科の副読本の中でもごみのポイ捨てにつながるごみの適正管理ということで授業でも取り上げられているということでございます。

また、ことし3月に完成しました紀の海クリーンセンターのほうでも施設の見学ということで見ていただくシステムをつくっていると。紀美野町の小学校のほうでも3校なんですが、4年生の生徒に見に来ていただいているという取り組みもやっていますので、よりごみのマナーづくりには大変効果してくるものと考えております。

町田議員先ほど言われたポスター等についても、一度私どもの部署だけではなくて関係する部署もございますので、いろいろ検討してまいりたいと考えてございますので御理解を賜りたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 4番、町田富枝子君。

○4番（町田富枝子君） この被災者支援システムですが、システムの周知というのはされているんでしょうかお伺いいたします。

この被災者支援システムを整備して研修するという事は、町民の安心・安全につながるだけでなく、災害発生時には自治体職員が受ける大変な負担があるわけですが、それを本当に軽減させることができる、そのように言われています。ですから、こういう機会を通じてぜひ職員、町民を守るシステムを皆さんに周知する。そういうためにもそういう研修会がいいんじゃないかな、そのように思いますので、そのことをもう一度答弁願います。

それと、3点目のごみなんですが、さまざまないろんなことで考えてくださっているというのはよくわかります。それでまた検討願いたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 町田議員の再々質問にお答えします。

周知につきましては、この被災者支援システムのよさを職員にさらに伝えていきますので御安心をいただきたいと思います。

これを機に研修も、被災者支援システムの操作方法とか、あるいは災害対応の一式、そういう訓練につきましても、職員向けの訓練の内容を今後検討していきたいと考えておりますので御理解をいただきたいと思います。

○議長（小椋孝一君） これで町田富枝子君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

休 憩

（午後 3時43分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時57分）

○議長（小椋孝一君） 続いて、9番、伊都堅二君。

（9番 伊都堅二君 登壇）

○9番（伊都堅二君） 私のほうから2点御質問申し上げます。

まず、寄附金収入の拡大と将来の道の駅建設を見据えての地域振興策についてということで、紀美野町の寄附金収入、これは主にふるさと納税によるものと思いますが、昨年度48万円ということで決して多い数字ではありません。昨年この件で質問申し上げ、見返り品の見直しや拡大について、町長からも前向きな答弁をいただきました。その後農協や商工会の協力でそれを12品目に拡大されたと聞いていますが、効果が出ているのかなど現状をお聞きしたいと思います。

また、今後とも継続して拡大させるべきことであると考えます。今後の方針や見込みについての説明をお願いします。

次に、国道370号、県道阪井清水線の改良完成にあわせ道の駅を計画しているわけですが、中核施設となる物産販売所について、生鮮野菜や果実などの原産物については、地域のものを売ることが基本であって、また、それを十分できる地域であるというふうを考えております。

ただ、原産物というのは、安価で新鮮であることが求められるので、事業者にとっては余り利益につながらないということで、それを補うためには製品の販売割合をふやさなければなりません、製品は100%地元のものである必要はありませんが、当然のことながら全くないというわけにはいきません。しかしながら、今の紀美野町には、それがほとんどないというのが現状であります。何とかしなければ販売所の成功はありません。

私は、広く町民に呼びかけ、製品づくりを進めるとともに、町と事業者が中心となって選考機関を設け、取り扱う製品の選定を行ったり、さらなる改善を進めたりする方法を考えていますが、執行部のお考えをお聞きしたいと思います。

以上、1点目です。

次に、町民の町関連施設研修についてということで、紀美野町には本庁以外に総合福祉センター、水道課、美里支所、あるいは広域施設の五色台、厚生病院、やすらぎ園、

紀の海ごみ処理センター、環境衛生処理施設などがあります。

所在などについては周知されていると思いますが、最近、町民の高齢化の影響かもわかりませんが、細部の機能や仕組みについてよく理解されていないところが多いように感じています。例えば総合福祉センターはなぜ必要なのか、どのような設備や機能があるのかとか、まちづくり課はなぜ美里支所に置かれ、どのような仕事をしているのかとか、また、ごみ回収の仕組みが現行のように変更されたことと、紀の海処理センターのシステムについてなど町民の理解を深めるための機会を設ける必要があるのではないかとこのように思いますが、執行部の考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

(9番 伊都堅二君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 企画管財課長、中谷君。

(企画管財課長 中谷昌弘君 登壇)

○企画管財課長 (中谷昌弘君) ただいまの伊都議員の御質問につきまして、私のほうからは1つ目、寄附金収入の拡大と将来の道の駅の建設を見据えての地域振興策についての前段のふるさと納税の今後の方針見込みについてお答えをいたします。

ふるさと納税につきましては、平成20年度から豊かな自然と紀美野町を愛する人々から寄附金を募ることにより、寄附者の紀美野町への思いを具体化することによって、多様な人々の参加による個性あふれるふるさとづくりに資することを目的として実施をしております。

議員おっしゃられるとおり、昨年度につきましては、寄附額が48万円で県内外7名の方々から御寄附をいただいでるところでございます。

さて、議員御質問の現在の状況でございますが、まず寄附者への返礼品につきましては、今年度から19品目とふやしてございます。今後もさらに返礼品の拡大に努めてまいりたいと考えてございます。

また、本年6月議会におきまして御可決をいただきましたふるさと納税総合サイト「ふるさとチョイス」の導入により、従来の寄附の受付方法に加え、クレジットカード決済による寄附の受け付けを開始したこと、並びにふるさとチョイスへの掲載による宣伝効果が功を奏し、9月現在におきましては、昨年を大きく上回る56件の寄附者、寄附金にして407万円のお申し込みをいただいでございます。

今後の方針につきましては、返礼品につきましては、寄附者が喜んでいただけるよう

な返礼品の拡大と充実を図り、多くの寄附による自主財源の確保と寄附者へのお礼として返礼品を地域の事業者から買い上げるにより地域の活性化につなげてまいりたいと考えてございます。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 中谷昌弘君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 産業課長、湯上君。

(産業課長 湯上章夫君 登壇)

○産業課長 (湯上章夫君) 伊都議員の1番目の質問の寄附金収入の拡大と将来の道の駅建設を見据えての地域の振興策についての中の要旨として、物産販売所での特産品の充実と安定した確保についてお答えさせていただきます。

紀美野町の特産品には、柿、ミカン、山椒、金山寺みそ、ユズ製品、梅干し、棕櫚製品など7種目、きみのふるさと推奨品は、金時生姜蜂蜜漬けほか金時関係で3種類、みそ2種類、コンニャク、ユズみそほか、ユズ関係が2種類、かやの実、ハーブクッキーなど含めて24品目ございます。

推奨品の認定は、紀美野町まちづくり推進協議会の中のきみのふるさと推奨品選定委員会で行われています。それに加工品となります生石加工グループなどが手がける金山寺みそ、コンニャク、ジャム、マーマレードなどの加工品、また弁当、すし、餅などがあります。それと、農産物となりますと、米はもちろん、新鮮な野菜や山菜もたくさんあります。

農家を初め生産者の方々と協力し、特産品、推奨品、生産品の需要への安定提供、品質の向上、販路の安定・拡大等、生産から販売まで充実した仕組みができるよう関係機関と連携していきたいと考えております。

また、商工会、JA、まちづくり組織、認定農業士などの協力を賜り、特産品の開発にも取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

(産業課長 湯上章夫君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長 (細峪康則君) それでは、私から伊都議員の2点目、町民の町関連施設研修についての質問にお答えいたします。

議員仰せのおり、紀美野町内には、役場の出先機関を初め教育施設、診療所、公園など多くの施設があります。また、火葬場、病院、特別養護老人ホーム、し尿処理場、ごみ処理場といった一部事務組合の施設は町内にも近隣市にもございます。

このような施設の概要や業務内容等を町民の皆様に御理解していただくことは重要であるということは私どもも認識しております。

ことしの3月からごみ処理施設紀の海クリーンセンターの本格稼働に伴いごみの分別方法が大きく変わりました。このような生活に密着し、全ての町民の皆さんに御理解と御協力を得なければならない場合は、事前に各地区でごみの説明会を開催しました上で、ごみの分別、出し方ガイドブックも各戸に配布させていただいたところであります。

しかしながら、従来の多くの町の関連施設については、改めて施設の業務や概要を町民の皆様に理解を深めていただく研修会といった機会を設けることはなかなか現実的に難しいものがございます。

平成17年12月の合併直前には、町民の皆さんの日常生活に欠かせない行政情報や役場の体制や業務について、また、公共施設などについて紹介し、皆様の暮らしにお役立ていただくため「暮らしのガイドブック」を作成し、各戸に配付いたしました。その後も変更等があった場合は、町の広報紙、町のホームページ、回覧等を通じて随時皆様にお知らせをしております。

ことしで合併して10年が経過しましたので、皆様の生活にかかわる最新の情報をお伝えするため「暮らしの便利帳」を作成し各戸に配付させていただきましたし、町の概要や行政を紹介した「町勢要覧」も同様に各戸に配付いたしました。

行政手続などで御質問や御相談、また各施設の見学や視察の要望等がございましたら、各施設において個別に対応しておりますのでお問い合わせいただきますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

(総務課長 細谷康則君 降壇)

- 議長 (小椋孝一君) 9番、伊都堅二君。
- 9番 (伊都堅二君) ふるさと納税ですけども、407万円、まだことし1年たっていないわけですね。もう407万円というのはそれなりに昨年度に比べると非常に大きくなっているなというふうには思いますけども、ただ、これ今までのみすぼらしい見

返りに比べると12品目そろえられたというのは結構大きなことですし、それは評価すべきことだろうというふうには思います。

ただし、同時に、12品目しかないんかというようなところもありまして、商工会とか農協でいろいろ協力していただいて12品目そろえたということなんですけども、まだまだ掘り起こしが足りないような気がします。例えば先般、田代議員が岡山県の吉備中央町というところに研修に行かれたみたいなんです。岡山県と言えばフルーツ王国でいろんなフルーツがたくさんあるんですけども、吉備中央町は余り何もなくて、米を特産品で、要するに紀美野町に似たような中山間地で米を特産品として見返り品にしたらしいんです。それが結構大きな成果を上げて何億円かというような見返り品のあれがあるというふうなことをこの前、先般、田代議員から聞いたんですけども、そこらを考えるともっともっと米でもそれだけの効果があるわけですから、そういうことも含めてもっと追求して掘り下げて検討していただきたいというふうに思います。

地域振興というのは、当然主体は一般住民ということになります。町でもあくまでも関連団体で、それを助ける立場でやらなきゃいけないんですけども、高校野球と一緒に、指導者がええと結局そのチームが強くなるというところがあって、指導者が野球するわけでも何でもないんですけども、何でか知らんけど、すぐれた指導者のもとには選手がよく働いてチームが強くなるというのと同じで、やっぱり町がどんな支援をするのか、どういう指導をするのかということが結構非常に大きなウエートを占めてくるというふうに私は思います。

私は選考機関というのを設けて町民に呼びかけて、というのは町の中にはまだまだたくさんいろんな漬物が上手な人とか、みそつくるのが上手な人とかいっぱいあるんです。それはまだ絶対紀美野町では商品になってない。というのは商品にしたって売れるような場所もないわけですから、それを掘り下げていくようなそういう努力がこれから求められていくんじゃないかと。そのために選考機関というのが必要だろうなというふうに私は考えているんですけども、それだけではなくて、町おこしとか地域おこしの今は専門のコンサルタントみたいなもの、そういう人もおられるんで、そういうようなところとも相談しながら適切な方法を考えていくのがいいんじゃないかなというふうに思います。

あと道の駅の件ですけども、成功する可能性が少ないんやったらやめといたほうがええんじゃないかという意見を言う人もおられます。それで済むんなら非常に問題はない

んですけれども、今の紀美野町というのは非常に高い高齢化率、また地域の商店というのはほとんど休業・廃業状態になっていると。また、近隣に就職するような工場や企業というのがほとんどないというようなそんな状況に置かれております。

町長は前に2050年の人口を5,500人で維持するんやというお話がありましたけれども、そのまま放置すれば、恐らく2,000人切るんか切らんかというようなレベルになるんじゃないかなというふうに思います。5,500人というのは、それから言うとな非常にハードルが高いように思う。その5,500人というのを出したということは、それなりのビジョンを持って、それをお考えやと思うんですけれども、その中で地域振興、また道の駅の問題、全体の中でどういうふうに捉えていくのかということをお聞きしたいなど。

以上、3点お願いします。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 伊都議員の御質問にお答えいたします。

議員のおっしゃられることは重々わかります。

まず1点目のふるさと納税ですが、これにおきましても議員の皆さん方の御叱責をいただき、そして今年度から品目もふやし、そしてまたふるさとチョイスというそうした組織も入り、今やっと400何万来たところでございます。

過去を振り返りますと、この紀美野町のふるさと納税というのは、何か紀美野町に縁のある方がお世話になったから寄附させてもらうというようなケースが多々ありました。しかし、今みたいに1万円だけ寄附されると。それでふるさとの産品を送ってほしいというケースが非常にふえています。これも1つの今の社会的なそういう大きな流れやなというふうに感じておるところでございます。

しかし、そんな中でやはり我々もふるさと納税に真剣に取り組んでいると。そんな中で先ほど米の話がございました。きみの米、これを使った実は金芽米というのを今つくっております。その袋にも紀美野産ということをはっきり明示して、そうしたものを商品として今つくっているところでございます。

そんな中でやはりおっしゃられたもっと支援しはったら皆さん開発するん違うかということなんですが、やはり商品をつくるというか、製品をつくると言っても私は限度があるなど。というのは、こうした紀美野町であれば、みそ類、また先ほど来言われておりましたが、やっぱり特産品としては柿、ミカン、そうしたものが非常に好まれておる

ところでございます。

そんな中でやはりまちづくり協議会の特産品の選定委員会がございまして、そこで選定をしていただいて、そしてこれやったら外へ出しても恥ずかしくないということで今それに登録をしていただいているというふうなところでございます。それと、加工グループがあっちこっちへ販売に行っているというふうな状況もございます。

そんな中で、議員おっしゃられるとおり、やはりできるだけの支援はしながら、また助言もしながら、これを特産品の開発、これに力入れていきたいなというふうに思います。

それと、2点目の道の駅、これでございますが、やはり道の駅につきましては、もう皆さん方御承知のとおり、一旦は取りかかろうとしたが、県道野上清水線、これの開通の時期がはっきりと示されてきたという中で、今、工事が続行中です。これに合わせて道の駅をつくるべきじゃないかというふうな考えで今はおります。

したがって、国道370号のトンネル、これも1本目は、今、桂瀬で掘っていますが、まだやはりだるま溪谷のところ、これも掘った段階、そしてまた県道野上清水線も恐らくここ二、三年でどんどん工事も進んでくるであろうという、そうした時期を見ながらすべきであろうと私は今のところ判断しています。それが議員の皆さん方がそれやったら遅過ぎるぞと言われるのであれば、またお聞きしていきたいと思いますが、そうしたことで観光客を相手にできるだけスムーズにスタートし、これを継続させていきたい、そうした思いでおりますのでひとつ御理解を賜りたいと思います。

それと、ごみ処理場とか、そうした町の施設、これにつきましては、おっしゃられるとおり、やはり福祉センターには福祉センターの事情があり、また、美里支所には美里支所にまちづくり課を置いているという事情がございます。そうした各施設を町民の皆さん方に見ていただく、そうした機会はやっぱり私も広報紙とか、また案内のああいふパンフというんですか、それではしていますが、実際見る機会は今のところはつくられていません。できたらそうしたことができるように、実は紀の海ごみ処理場を区長会で見学に行こうというふうな試みが計画されています。

そんな中で、そうした1つ効果を見ながら、町民の方々にももし見る機会があれば、そうしたことを進めていきたい、そのように考えておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 9番、伊都堅二君。

○9番（伊都堅二君） ふるさと納税、米の話がありましたけども、ただ単に米を提示するだけじゃなくて、例えば紀美野の場合だと長谷毛原の米でも小川の米でも志賀野の米でも結構おいしいという評判が普通聞くんですけども、ブランド化すりゃええんですよ。例えば長谷毛原棚田米とか、紀美野の清流米とか、そういう名前をつけることで付加価値をつけて高く売るんじゃないですけども、見返り品としての促進に結構使えるんじゃないかなと。柿でもミカンでも同じやと思うんです。何か名前をつけることで、キャッチフレーズつけることで付加価値なり販売促進につながっていくというようなところがあるんで、そういうことも1つよくお考えをいただきたい。

もう1つ、やっぱり製品化は難しいというお話もありましたけども、道の駅での販売、2つの例で、1つは朝倉町というところの道の駅の研修しました。年間55万人の来場者があると。ところがそこは野菜ばかりなんです。野菜をたくさんどんどん地域の産地から来て販売していると、もうかれへん。利益が上からんのが悩みの種なんですという話だったんです。片方で都農町というところで研修したときには、来場者が年間で28万人、半分しかないんですけども、もうかってしょうがないと、ほくほくしているんですよ。そこには都農ワインというワイナリーがちょうど近くにあるんです。もともとワイナリーでワインを販売していたのが道の駅ができたことで道の駅でも販売しているということで、それがまた結構売れて、ほかにも結構製品が多かったと。その製品化するということは、やっぱり原産物を売るよりもはるかに利益を生むし、また腐れへんから毎日変える必要ないんです。同じものをある程度一定の期間置けるというようないい面もあります。

ある程度、だから、そういうことで今ある農産物もそうなんです。例えばある人が言ってる。柿をスライスにして干したやつが普通の柿よりもよく売れると、高い値段で売れるというふうな話も聞いていますし、そういうふうないろんな形で今あるものを含めて製品化していくということは結構有効な方法、利益を生む方法でもあるし、また農産物をいろんな形で販売しているということにもつながっていくと、そういうメリットはあると思います。

もう1つ、2問目の質問ですけども、私、何でこの質問したかと言うと、昔、町政モニターというのがあって、野上町に。町政モニターというのになってくれということで、そのとき黒西町長だったんですけども、2年間町政モニターというのをさせていただき

ました。それまで私も商売の得意先は海南市と大阪しかないし、別にほかに地域の中で特別つき合うこともないし、家は野上町の一番端っこにあるし、ほとんど町のことなんか全然わからへんという状態だったんですけども、町政モニターになったおかげでいろんな勉強させていただいて、その後、町会議員に引っ張り出されるんですけども、スムーズになることができたというところがあります。町会議員を募るために言うてるんじゃないんですけども、やっぱりスムーズに町政のことを理解していただくというのも紀美野町も監査で非常に内容的によくなっている、財政的にも非常に目を見張るような改善がありました。それも含めて少しそういうほうにもお金を使ってもええんじゃないかなということもあったので質問した次第であります。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 伊都議員の再々質問にお答えをいたしたいと思います。

例えば米の場合に、先ほども申し上げましたが、和歌山市のそうした金芽米というのがあるんです。したがって、なぜそれを紀美野産とわざわざ大きく書いたかと言いますと、やはり紀美野町の水のよさ、きれいな水のところで育った米ですよということを強調したかったので実はそうしたことで製品化していただいております。それも農協から精米所のほうへ行かまして、そこできみの米という5キロぐらいの袋に小分けして、そしてつくっていただいているということです。

それと、やはり製品をそのまま製品で形を変えずに加工もせずに出すということについては、非常に利益が少ない。そうしたこともおっしゃるとおりだと思います。

そんな中ですが、この道の駅の販売というのは、議員の皆さん方も御承知のとおり、成功しているところ、また失敗しているところ極端です。したがって、やはり地域の商工会、また農協、ここらをやはり設立委員として一緒になってこれをスタートさせていくと、設立していくというのがベターであろうと思います。

やはり行政というのは、そうした商売とかそういうもんにはたけてません。そんな中でお知恵をかしていただきながら、議員の皆様方にも入っていただいたらいいと思うんですけど、そんな中でみんなでこれをするというふうに考えています。

そして、加工所の中につくったり、そして加工しているところを見せたり、そうしている道の駅も多いです。それが1つの商品に対する興味をひくということから、なるほどこれもいいなというふうに思っています。

また、今、実は防災関係で、こと災害が起こったというと、道の駅で皆集合して、そ

して災害地へ行くと、被災地へ行くというふうなことから、今、国交省のほうでそうした災害対策の複合施設ということも補助金の対象になっているようでございます。そうしたあらゆるものを取り入れながら、これから道の駅については考えていきたい、そのようなことをごさいますして、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（小椋孝一君）                   これで伊都堅二君の一般質問を終わります。

続いて、3番、七良浴 光君。

（3番 七良浴 光君 登壇）

○3番（七良浴 光君）                   私は、2点質問させていただきます。

1点目、夏祭りについて。

木の温もり広場において開催されている恒例の「きみの夏祭り」も、来場者数が町長の行政報告の中では1万9,000人を超えたということで大変盛況であり、私もボランティアの皆さんに感謝しながら祭りを堪能させていただきました。

しかし、御承知のとおり、町民の方々も高齢となり、自分一人では祭り会場に行くことができないため、自宅で花火の音を聞いているとの話を聞きました。

そこで、町内各地区から祭り会場まで運行する車両、ふれあい号的なものなど、いろいろな工夫をすることで多くの町民に夏祭りを楽しんでもらえるのではないかと思います。町当局の考えをお聞かせください。

2点目の鳥獣害対策についてであります。

現在、鳥獣害対策として、メッシュ柵、電気柵及びおりの補助制度並びに鳥獣被害対策実施員を配置して対応をしていただいておりますが、事情により耕作放棄地としている家庭では、イノシシによって石垣や土手が壊され、隣接農地の方々に大変な迷惑をかけていると思っている高齢者もおられるのが実情であります。

そこで、町でおりをつくり、希望者に貸し出す制度を設けてはと思いますが、町の考えをお聞かせください。

以上、2点よろしく。

（3番 七良浴 光君 降壇）

○議長（小椋孝一君）                   教育次長、前田君。

（教育次長 前田勇人君 登壇）

○教育次長（前田勇人君）               私からは、七良浴議員御質問の1番目の夏祭りについて

てお答えをさせていただきます。

紀美野町の祭りの1つでもあり、夏の風物詩として町内外の多くの皆様方に親しまれております「きみの夏祭り」がことしも多くの来場者のもと行われました。

議員御質問の町内各地から祭り会場までの交通手段についてであります。バス等を運行させることとなると、駐車場や会場周辺での交通停滞や会場内における安全面への配慮、また、高齢者に対する健康面へのスタッフの配置等人的にも費用的にも増加が見込まれるのではないかと考えられます。

この増加分を町の補助金に頼ることとなると町財政も大変厳しいものと考えます。1人でも多くの町民に楽しんでいただけるよう、今後、実行委員会とともに知恵を出し合い、話し合ったいと考えていますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(教育次長 前田勇人君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 産業課長、湯上君。

(産業課長 湯上章夫君 登壇)

○産業課長 (湯上章夫君) それでは、私のほうから七良浴議員の2番目の質問、鳥獣害対策についての要旨として、おりを希望者に貸し出す制度は設けられないかについてお答えさせていただきます。

近年、シカやイノシシなどによる農林業被害が増加しており、昨年度の捕獲数は476頭と深刻な状況になっております。

鳥獣の捕獲について、鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により、全ての野生鳥獣の捕獲は禁止されていますが、1つ目として、狩猟制度に基づき狩猟鳥獣を捕獲する場合、2つ目として、鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害の防止の目的の場合や学術研究の目的などの場合で法による許可を受けた場合については、捕獲することができます。

和歌山県での猟期以外は、有害鳥獣捕獲は、農林水産物被害、生活環境の悪化、人身への危害、また自然生態系のかく乱が現に生じているか、またそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を目的に行うもので、被害の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握した結果、被害等が生じており、原則として防除対策によって被害が防止できないと認められる場合、各自治体が鳥獣の種類、捕獲数、区域、期間などを決定して許可を出します。

議員御質問の町でおりを希望者に貸し出す制度については、おりの設置は狩猟免許保持者で有害鳥獣捕獲許可を受けている人に限りますので、それ以外の方は捕獲することができません。

また、イノシシ等の習性が非常に警戒心が強く、臆病であると観察されています。捕獲には警戒心を解かすため、おりでの捕獲が長期の設置が必要であるかと思われます。

今後も被害がある箇所については、猟友会の皆様や鳥獣被害対策実施隊などの関係機関と連絡を密にして追い払いや捕獲活動を進めたいと存じております。

以上、答弁とさせていただきます。

(産業課長 湯上章夫君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 3番、七良浴 光君。

○3番 (七良浴 光君) まず、夏祭りの件ですが、先ほど同僚議員も夏祭りのことで質問をされ、そのときに何か駐車場で料金を取ってはというような発言もあったように思います。現在の660万円で不足する分については、そういう町外の住民の方の駐車場代を少額ながらいただくというような形等も考えて、できる限り多くの町民の方が祭りに参加できるような工夫をしていただけないかなということを重ねてお尋ねするとともに、いろいろな工夫をしてと質問をさせてもらいましたが、町民より聞くところによると、祭り当日、会場に行こうとしたところ、案内係である町職員より会場から一番遠い臨時駐車場に行くよう指示され、その臨時駐車場で、町外の人と思われる人々があふれていたために1時間以上の時間が要したとのことであります。

この祭りは、町民のための夏祭りとして660万円もの費用をかけて開催されているのですから、町民の方々には優先して会場近くの駐車場に駐車していただき祭りを楽しんでいただく方法もあるのではないかと思います、再度お尋ねを申し上げます。

2点目の鳥獣害対策についてであります。

ただいま課長からの答弁で、狩猟免許がなければ設置ができないというお話がございました。そのことについては私も存じ上げております。そういうことで個人でわなをつくっても狩猟免許がないために自分自身では使用できないと思っておりますので、役場職員や鳥獣被害対策員の協力を得て、わなを町で借りて被害軽減に努めていくことも1つの方法と思いますので、再度お考えをお聞かせください。

○議長 (小椋孝一君) 教育次長、前田君。

○教育次長 (前田勇人君) ただいまの七良浴議員の再質問にお答えをさせていた

できます。

夏祭りについてということで、駐車場の料金を取ってはとか、工夫してできる限り会場への時間等が待つことのないように行けるようにしてはとか、町民の方々を優先にしてはといったことの御質問であったかと思えます。

このことにつきましても、近々また実行委員会が開催されることとなつてございますので、貴重な御意見をその場で報告をさせていただきたいと思えますので御理解を賜りたいと存じます。

○議長（小椋孝一君） 産業課長、湯上君。

○産業課長（湯上章夫君） 再質問について、おりの貸し出し及び町職員等が従事して設置できないかということについてお答えいたします。

おりにつきましては、長期間の設置がまず必要でないかと思えます。おりにつきましても、現在、イノシシのような大きなものは町のほうにはございませんので、まず長期的に貸し出しできるようなことはできかねます。

それと、紀美野町の鳥獣害対策協議会とか、自治体の各猟友会の方々が直接おりを、地域で被害が発生し相談を受けて猟友会の方々がその地域で仕掛けていただいているというのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（小椋孝一君） 3番、七良浴 光君。

○3番（七良浴 光君） 夏祭りについては、ただいま課長の再答弁で了解をいたしましたので、かたがた町民の意向はお伝え願いたいと思えます。

鳥獣害対策についてでございますが、ただいま課長からどうもおりをつくってもらえないような話でありました。しかし、町の鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例というのは、平成27年3月議会に上程された条例がございます。その中で鳥獣被害対策実施隊の任務として、鳥獣の固体数の調整、被害防止及び生息状況の調査を計画的に行い、もって鳥獣被害の防止に努めるものとする明記されております。ということになれば、被害防止という部分もございまして、やはり今後、鳥獣被害対策実施隊の皆さん方のさらなる協力をいただいて被害の軽減に努めていただけるよう私からの申し出をさせていただきますので、担当課長としての答弁を願いたいと思えます。

以上。

○議長（小椋孝一君） 産業課長、湯上君。

○産業課長（湯上章夫君）　　今、議員おっしゃられました鳥獣被害対策実施隊の目的にもある計画的に被害を防止するという活動内容があります。

現在、鳥獣被害対策協議会のほうでおりを所有しておるところもございますので、実施隊がそれを設置して、その地域の被害防止のために活動していただくように私のほうからもお願いさせていただきます。

以上でございます。

○議長（小椋孝一君）　　これで七良浴　光君の一般質問を終わります。

皆様方にお諮りしたいと思います。

議案審議の途中でありますけれども、まだ案件が残っており、本日中に終了できない見込みであります。

よって、本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定いたしました。

延　会

○議長（小椋孝一君）　　本日は、これで延会します。

（午後　４時４８分）